



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年4月1日水曜日 第92号外2

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....	(人事課).....	1
愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	8
組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....	( " ).....	10
興行場法施行細則の一部を改正する規則.....	(薬務衛生課).....	12
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	(会計課).....	14

## 告 示

寄附金の収納事務の委託.....	(総務管理課).....	21
指定代理者納付者の指定.....	( " ).....	21
愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正.....	(土木管理課).....	21
愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正.....	( " ).....	24
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法の一部改正.....	( " ).....	24
愛媛県工事検査規程の一部改正.....	( " ).....	25
愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正.....	( " ).....	26
県営住宅の家賃の収納事務の委託.....	(建築住宅課).....	27

## 訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....	(人事課).....	27
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	( " ).....	28
愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....	( " ).....	61
愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	( " ).....	64
組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....	( " ).....	75
愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....	(人事課職員厚生室).....	87
愛媛県気候変動適応センター規程.....	(保健福祉課).....	93

## 監査委員告示

愛媛県監査委員監査基準.....	(監査事務局).....	94
------------------	--------------	----

## 監査委員規程

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程.....	(監査事務局).....	97
愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程.....	( " ).....	103

## 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....	(教育総務課).....	103
愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則.....	(高校教育課).....	104

## 人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局).....	104
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	105

## 県議会訓令

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令.....	(議会議務局).....	106
---------------------------	--------------	-----

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程.....	(公営企業管理局総務課).....	107
---	-------------------	-----

## 公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令.....	(公営企業管理局総務課).....	108
--------------------------------	-------------------	-----

## 規 則

### ○愛媛県規則第32号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																				
<p>(局及び課)</p> <p><b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画振興部</td> <td>政策企画局</td> <td>総合政策課、自転車新文化推進課、秘書課、広報広聴課、統計課、<u>情報システム課</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土木部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川港湾局</td> <td>河川課 _____、港湾海岸課、砂防課</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(室)</p> <p><b>第4条の2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>人事課</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>行革分権課</u></td> <td><u>行政管理室</u></td> </tr> <tr> <td>総合政策課</td> <td><u>デジタル戦略室</u></td> </tr> <tr> <td>地域スポーツ課</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>長寿介護課</td> <td><u>ねんりんピック推進室</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(出納局)</p> <p><b>第4条の3</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>審査課に工事検査室を置く。</u></p> <p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 <u>行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び第12号から第14号までの事務は、行政管理室が所掌する。</u></p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 総務系事務の集約処理に関すること。</u></p> <p><u>(11) 内部統制の推進に関すること。</u></p> <p><u>(12) 内部統制の評価に関すること。</u></p> <p><u>(13) 工事等の入札及び契約の制度に関すること。</u></p> <p><u>(14) 工事等の入札の監視に関すること。</u></p> <p>7 省略</p> <p>(企画振興部各課の所掌事務)</p> <p><b>第8条</b> 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、</p>	省略			企画振興部	政策企画局	総合政策課、自転車新文化推進課、秘書課、広報広聴課、統計課、 <u>情報システム課</u>	省略		省略			土木部	省略		河川港湾局	河川課 _____、港湾海岸課、砂防課	省略		人事課	省略	<u>行革分権課</u>	<u>行政管理室</u>	総合政策課	<u>デジタル戦略室</u>	地域スポーツ課	省略	長寿介護課	<u>ねんりんピック推進室</u>	省略				省略		<p>(局及び課)</p> <p><b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画振興部</td> <td>政策企画局</td> <td>総合政策課、自転車新文化推進課、秘書課、広報広聴課、統計課、<u>情報政策課</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土木部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川港湾局</td> <td>河川課、<u>水資源対策課</u>、港湾海岸課、砂防課</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(室)</p> <p><b>第4条の2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>人事課</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策課</td> <td><u>プロモーション戦略室</u></td> </tr> <tr> <td>地域スポーツ課</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>経営支援課</u></td> <td><u>産業復興支援室</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(出納局)</p> <p><b>第4条の3</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>7 省略</p> <p>(企画振興部各課の所掌事務)</p> <p><b>第8条</b> 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、</p>	省略			企画振興部	政策企画局	総合政策課、自転車新文化推進課、秘書課、広報広聴課、統計課、 <u>情報政策課</u>	省略		省略			土木部	省略		河川港湾局	河川課、 <u>水資源対策課</u> 、港湾海岸課、砂防課	省略		人事課	省略			総合政策課	<u>プロモーション戦略室</u>	地域スポーツ課	省略			省略		<u>経営支援課</u>	<u>産業復興支援室</u>	省略	
省略																																																																					
企画振興部	政策企画局	総合政策課、自転車新文化推進課、秘書課、広報広聴課、統計課、 <u>情報システム課</u>																																																																			
	省略																																																																				
省略																																																																					
土木部	省略																																																																				
	河川港湾局	河川課 _____、港湾海岸課、砂防課																																																																			
	省略																																																																				
人事課	省略																																																																				
<u>行革分権課</u>	<u>行政管理室</u>																																																																				
総合政策課	<u>デジタル戦略室</u>																																																																				
地域スポーツ課	省略																																																																				
長寿介護課	<u>ねんりんピック推進室</u>																																																																				
省略																																																																					
省略																																																																					
省略																																																																					
企画振興部	政策企画局	総合政策課、自転車新文化推進課、秘書課、広報広聴課、統計課、 <u>情報政策課</u>																																																																			
	省略																																																																				
省略																																																																					
土木部	省略																																																																				
	河川港湾局	河川課、 <u>水資源対策課</u> 、港湾海岸課、砂防課																																																																			
	省略																																																																				
人事課	省略																																																																				
総合政策課	<u>プロモーション戦略室</u>																																																																				
地域スポーツ課	省略																																																																				
省略																																																																					
<u>経営支援課</u>	<u>産業復興支援室</u>																																																																				
省略																																																																					

次のとおりとする。この場合において、第10号から第12号までの事務は、デジタル戦略室が所掌する。

(1)～(9) 省略

(10) デジタル化施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(11) 小規模施設特定有線一般放送に関すること。

(12) 省略

2・3 省略

4 広報広聴課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 戦略的プロモーションに関すること。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

5 省略

6 情報システム課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

7・8 省略

(スポーツ・文化部各課の所掌事務)

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第5号、第6号及び第11号の事務は、オリパラ・マスターズ推進室が所掌する。

(1)～(4) 省略

(5) 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること。

(6)～(11) 省略

2～4 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～7 省略

8 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号の事務は、ねんりんピック推進室が所掌する。

(1)～(11) 省略

(経済労働部各課の所掌事務)

第12条 省略

2～4 省略

5 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

次のとおりとする。この場合において、第10号及び第11号の事務は、プロモーション戦略室が所掌する。

(1)～(9) 省略

(10) 戦略的プロモーションの総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(11) 省略

2・3 省略

4 広報広聴課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

5 省略

6 情報政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(2) テレトピア構想等地域情報化施策の推進に関すること。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 小規模施設特定有線一般放送に関すること。

7・8 省略

(スポーツ・文化部各課の所掌事務)

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第5号、第6号及び第11号の事務は、オリパラ・マスターズ推進室が所掌する。

(1)～(4) 省略

(5) 東京オリンピック競技大会、東京パラリンピック競技大会及びびらぐビーワールドカップ大会に関すること。

(6)～(11) 省略

2～4 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～7 省略

8 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(経済労働部各課の所掌事務)

第12条 省略

2～4 省略

5 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合におい

(1)～(9) 省略

(10) \_\_\_\_\_平成30年7月豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等が実施する施設又は設備の復旧等の支援に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

6・7 省略

（土木部各課の所掌事務）

**第14条** 土木管理課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第4号から第9号までの事務は、技術企画室が所掌する。

(1) 土木部所管の入札及び契約に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2)～(7) 省略

(8) 建設技術情報化基盤の整備・運用に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(9) 省略

2 省略

3 河川課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 総合水需給対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(5) 渇水対策の総合企画及び総合調整に関すること。

(6) 広域的な用水対策の調整に関すること。

(7) 水循環に関する施策の推進に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

（出納局各課の所掌事務）

**第15条** 会計課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(9) 省略

(10) 財務会計オンラインシステム、旅費システム及び電子入札システムの管理に関すること。

て、第10号の事務は、産業復興支援室が所掌する。

(1)～(9) 省略

(10) 平成30年7月豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等が実施する施設又は設備の復旧等の現地における支援に関すること。

(11) 前号に掲げるもののほか、平成30年7月豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等が実施する施設又は設備の復旧等の支援に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

6・7 省略

（土木部各課の所掌事務）

**第14条** 土木管理課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第4号から第10号までの事務は、技術企画室が所掌する。

(1) 土木部所管の入札及び契約に関すること \_\_\_\_\_。

(2)～(7) 省略

(8) 建設技術情報化基盤の整備・運用に関すること \_\_\_\_\_。

(9) 土木工事及び建築工事等の検査及び成績評定に関すること。

(10) 省略

2 省略

3 河川課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

4 水資源対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合水需給対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

(2) 節水型水利用の促進に関すること。

(3) 広域的な用水対策の調整に関すること。

(4) 既存水源の活用方策に関すること。

(5) 新規水源に関すること。

(6) 山鳥坂ダムの建設促進に関すること。

(7) 水源地域対策に関すること。

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

（出納局各課の所掌事務）

**第15条** 会計課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(9) 省略

2 審査課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、

第3号の事務は、工事検査室が所掌する。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 工事等の検査及び成績評定に関すること。

(知事に直属して置く職員)

**第15条の2** 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長、営業副本部長、秘書広報統括監、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

(局に置く職員)

**第16条の2** 省略

2～5 省略

6 河川港湾局に水資源・ダム政策監を置く。

7 省略

(課及び室に置く職員)

**第17条** 省略

2 省略

3 室(審査課工事検査室を除く。)に室長及び主幹を置く。

(必要に応じて置く職員)

**第18条** 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2 省略

(出納局に置く職員)

**第20条** 出納局に次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 室長

(4) 主席工事検査専門員

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

2 出納局に、必要に応じ、次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 工事検査専門員

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(職員)

**第24条** 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)～(16) 省略

2 審査課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 財務会計オンラインシステムの管理に関すること。

(3) 省略

(知事に直属して置く職員)

**第15条の2** 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長、営業副本部長\_\_\_\_\_、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

(局に置く職員)

**第16条の2** 省略

2～5 省略

6 省略

(課及び室に置く職員)

**第17条** 省略

2 省略

3 室\_\_\_\_\_に室長及び主幹を置く。

4 土木管理課技術企画室に主席工事検査専門員を置く。

(必要に応じて置く職員)

**第18条** 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(8) 省略

(9) 工事検査専門員

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

2 省略

(出納局に置く職員)

**第20条** 出納局に次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

2 出納局に、必要に応じ、次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(職員)

**第24条** 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)～(16) 省略

(17) 企画調整幹

- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略

2 省略

( 衛生環境研究所 )

第51条 省略

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課及びセンター並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

省略		
環境研究課		大気環境科、水質環境科
省略		

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

- (1)～(9) 省略
- (10) 担当係長
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

4 省略

( 農林水産研究所 )

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 作物、野菜及び花きの品種改良、栽培改善、革新的な生産技術、土壌、肥料、病害虫及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 作物、野菜及び花きの種苗育成及び配布に関すること。
- (3)～(38) 省略

2 農林水産研究所に総務課並びに企画戦略部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
企画戦略部	研究企画室	
	次世代農業戦略室	
農業研究部	省略	
	作物育種栽培室	
	野菜育種栽培室	

(17) 工事検査専門員

- (18) 企画工事検査専門員
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略

2 省略

( 衛生環境研究所 )

第51条 省略

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課及びセンター並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

省略		
環境研究課		大気環境科、水質環境科、資源環境科
省略		

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

- (1)～(9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

4 省略

( 農林水産研究所 )

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 普通作物、特用作物、そ菜及び花き(以下「普通作物等」という。)の品種改良、栽培改善、土壌、肥料、病害虫及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 普通作物等の種苗育成及び配布に関すること。
- (3)～(38) 省略

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
企画環境部	企画・新品種戦略室	
	環境安全室	
農業研究部	省略	
	栽培開発室	
	作物育種室	

	省略	
省略		

3・4 省略

第3節の2 愛媛県福祉総合支援センター

第74条 省略

2 省略

3 福祉総合支援センターに次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 主幹

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

4 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
私学文書課	省略
行革分権課	
行政管 理室	行政評価係
省略	
広報広聴課	報道係、広聴・相談係、情報公関係
省略	
土木管理課	調整管理係
技術企 画室	技術管理係
省略	
河川課	河川行政係、防災係、改良係、計画係
省略	
会計課	会計指導係、出納決算係、給与係、システム管理係、用品調達係
審査課	県費審査係、国費係、旅費審査係

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部及び支局	課	係
東予地方 局	省略	
	産業経済 部	省略
		農村整備 課

	省略	
省略		

3・4 省略

第3節の2 愛媛県福祉総合支援センター

第74条 省略

2 省略

3 福祉総合支援センターに次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

4 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
私学文書課	省略
省略	
省略	
広報広聴課	広報係、報道係、広聴・相談係、情報公関係
省略	
土木管理課	調整管理係、契約係、建設業係
技術企 画室	企画調整係、技術管理係、システム管理係
省略	
河川課	河川行政係、防災係、改良係、調査係
水資源対策 課	水資源企画係、水資源調査係
省略	
会計課	会計指導係、出納決算係、給与係、用品調達係
審査課	県費審査係、国費係、システム管理係、旅費審査係

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部及び支局	課	係
東予地方 局	省略	
	産業経済 部	省略
		農村整備 課

		企画調 整室				企画検 査室		
		省略				省略		
	省略					省略		
	省略					省略		
中予地方 局	省略					省略		
	産業経済 部	省略				省略		
		農村整備 第一課					農村整備 第一課	
		企画調 整室					企画検 査室	
	省略					省略		
省略						省略		
南予地方 局	省略					省略		
	産業経済 部	省略				省略		
		農村整備 課					農村整備 課	
		企画調 整室					企画検 査室	
	省略					省略		
省略						省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ担当係長	企画振興部政策企画局情報システム課行政情報グループ担当係長
企画振興部政策企画局情報政策課システム運用グループ担当係長	企画振興部政策企画局情報システム課システム運用グループ担当係長
企画振興部政策企画局情報政策課オンライン運用グループ担当係長	企画振興部政策企画局情報システム課オンライン運用グループ担当係長
企画振興部政策企画局情報政策課	企画振興部政策企画局情報システム課
出納局審査課システム管理係長	出納局会計課システム管理係長
出納局審査課システム管理係担当係長	出納局会計課システム管理係担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課企画検査室計画指導グループ担当係長	東予地方局産業経済部農村整備課企画調整室計画指導グループ担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課企画検査室国営推進グループ担当係長	東予地方局産業経済部農村整備課企画調整室国営推進グループ担当係長
中予地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室計画指導グループ担当係長	中予地方局産業経済部農村整備第一課企画調整室計画指導グループ担当係長
南予地方局産業経済部農村整備課企画検査室計画指導グループ担当係長	南予地方局産業経済部農村整備課企画調整室計画指導グループ担当係長

○愛媛県規則第33号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。



令和2年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(職の設置)		(職の設置)	
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。	
区分	職	区分	職
知事の事務部局	本庁 部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、営業副本部長、秘書広報統括監、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、サイクリング普及調整監、危機管理監、原子力安全対策推進監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	知事の事務部局	本庁 部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、営業副本部長_____、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、サイクリング普及調整監、危機管理監、原子力安全対策推進監_____、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、復興監、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員_____、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画調整幹_____、専門員、用地補償審査専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、復興監、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、 <u>工事検査専門員</u> 、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、 <u>企画工事検査専門員</u> 、専門員、用地補償審査専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能

	員、技術員、技能員、守衛、業務員		員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第34号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

( 児童福祉法施行細則の一部改正 )

第1条 児童福祉法施行細則( 昭和35年愛媛県規則第29号 )の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 委任 )</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号の2の2、第1号の18の2及び第1号の18の3に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。</p> <p>(1)~(1)の17 省略</p> <p>(1)の18 法第21条の5の27第1項( 法第24条の19の2において準用する場合を含む。 )及び第24条の39第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること( 2以上の社会福祉施設( 社会福祉法( 昭和26年法律第45号 )第62条第1項に規定する社会福祉施設( 養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。 )並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。 )を設置する社会福祉法人( 知事が所轄庁である者に限る。 )に係るものを除く。 )。</p> <p>(1)の18の2 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定により読み替えて適用される法第21条の5の27第3項の規定に基づく中核市の市長からの業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限の行使の要求の受理に関すること( 2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人( 知事が所轄庁である者に限る。 )に係るものを除く。 )。</p> <p>(1)の18の3 地方自治法施行令第174条の49の2第2項の規定により読み替えて適用される法第21条の5の27第4項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限を行使した旨の中核市の市長への結果の通知に関すること( 2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人( 知事が所轄庁である者に限る。 )に係るものを除く。 )。</p> <p>(1)の19~(6)の20 省略</p> <p>(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること( 県及び2以上の社会福祉施設 _____</p>	<p>( 委任 )</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号の2の2 _____ に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。</p> <p>(1)~(1)の17 省略</p> <p>(1)の18 法第21条の5の27第1項( 法第24条の19の2において準用する場合を含む。 )及び第24条の39第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること( 2以上の社会福祉施設 _____</p> <p>_____ を設置する社会福祉法人( 知事が所轄庁である者に限る。 )に係るものを除く。 ) _____</p> <p>(1)の19~(6)の20 省略</p> <p>(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること( 県及び2以上の社会福祉施設( 社会福祉法( 昭和26年法律第45号 )第62条第1項に規定する社会福祉施設( 養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。 )並びに保育</p>

<p>_____を設置する者 (市町を除く。)に係るものを除く。)</p> <p>(7)の2～(25) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。)を設置する者 (市町を除く。)に係るものを除く。)</p> <p>(7)の2～(25) 省略</p> <p>3 省略</p>
--	--

(愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正)

第2条 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法第18条第2項の規定に基づく特別養護老人ホーム(2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターに限る。以下_____同じ。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)及び養護老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(4)の2～(9) 省略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法第18条第2項の規定に基づく特別養護老人ホーム(2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設_____及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)及び養護老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(4)の2～(9) 省略</p>

(生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第20条の規定に基づき、知事は、<u>法第30条第1項、第40条第2項、第41条第2項及び第5項、第42条、第44条第1項、第45条第1項、第2項及び第4項、第46条第2項及び第3項、第48条第3項、第77条第1項並びに第78条(第4項を除く。)</u>並びに省令第7条に規定する事務(法第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査、法第45条第1項、第2項及び第4項の規定による改善命令等、法第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理、法第46条第3項の規定による管理規程の変更命令並びに法第48条第3項の規定による同条第2項の指導の制限及び禁止にあつては、2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターに限る。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)を地方局長に委任する。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第20条の規定に基づき、知事は、法_____第40条第2項、第41条第2項及び第5項、第42条、第44条第1項、第45条第1項、第2項及び第4項、第46条第2項及び第3項、第48条第3項、第77条第1項並びに第78条(第4項を除く。))並びに省令第7条に規定する事務(法第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査、法第45条第1項、第2項及び第4項の規定による改善命令等、法第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理、法第46条第3項の規定による管理規程の変更命令並びに法第48条第3項の規定による同条第2項の指導の制限及び禁止にあつては、2以上の施設_____を_____を設置する社会福祉法人_____に係るものを除く。)を地方局長に委任する。</p> <p>3・4 省略</p>

(愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則の一部改正)

第4条 愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則(平成11年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧場所)</p> <p><b>第4条</b> 書面の閲覧場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 令第174条の49の33第2項の規定による閲覧 <u>愛媛県総務部</u> <u>行財政改革局行革分権課行政管理室</u></p>	<p>(閲覧場所)</p> <p><b>第4条</b> 書面の閲覧場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 令第174条の49の33第2項の規定による閲覧 <u>愛媛県総務部</u> <u>行財政改革局行革分権課</u></p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第35号

興行場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中村時広

**興行場法施行細則の一部を改正する規則**

興行場法施行細則（昭和25年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第3条</b> 法第2条第1項の規定により知事の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類及び所定の営業許可申請手数料を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び<u>登記事項証明書</u></p> <p>(4) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>2 省略</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>第6条</b> 法第2条の2第2項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、合併（分割）による興行場営業承継届出書（別記様式第6号）に定款又は寄附行為の写し及び<u>登記事項証明書</u>を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第7条</b> 営業者は、第3条第1項の申請書又は前2条の届出書に記載した事項を変更したときは、興行場営業（許可申請書・承継届出書）記載事項変更届出書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、10日以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更の内容を証する書類</u></p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 興行場営業許可申請書</p> <p>省略</p>	<p><b>第3条</b> 法第2条第1項の規定により知事の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類及び所定の営業許可申請手数料を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し _____</p> <p>—</p> <p>2 省略</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>仮設興行場については許可証の有効期間を10日以内とする。</u></p> <p><b>第6条</b> 法第2条の2第2項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、合併（分割）による興行場営業承継届出書（別記様式第6号）に定款又は寄附行為の写し _____ を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第7条</b> 営業者は、第3条第1項の申請書又は前2条の届出書に記載した事項を変更したときは、興行場営業（許可申請書・承継届出書）記載事項変更届出書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、10日以内に、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>営業者（法人にあつては、代表者）の氏名を変更したときは、戸籍抄本</u></p> <p>(3) <u>法人である営業者が定款又は寄附行為を変更したときは、変更に係る定款又は寄附行為の写し</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 興行場営業許可申請書</p> <p>省略</p>

営業施設の工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
興行期間（仮設興行場に限る。）	年 月 日から 年 月 日まで
愛媛県収入証紙貼付欄	

注1～3 省略

4 営業施設の工事期間欄には、新たに施設を設ける場合にのみ記入すること。

5 添付書類

(1)～(3) 省略

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(5) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係） 興行場営業許可証

（表）

省略

年 月 日付け申請の興行場営業は、興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

省略

愛媛県知事 ㊟

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 常設又は仮設の別
- 4 許可条件

（裏）

（教示）

この処分について不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第6条関係） 合併（分割）による興行場営業承継届出書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

様式第7号（第7条関係） 興行場営業（許可申請書・承継届出書）記載事項変更届出書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

営業施設起工年月日	年 月 日
営業施設竣工年月日	年 月 日
愛媛県収入証紙ちよう付欄	

注1～3 省略

4 営業施設起工年月日欄及び営業施設竣工年月日欄には、新たに施設を設ける場合にのみ記入すること。

5 添付書類

(1)～(3) 省略

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

様式第2号

省略

年 月 日付け申請の興行場営業は、興行場法第2条の規定により 許可します。

省略

愛媛県知事 ㊟

様式第6号（第6条関係） 合併（分割）による興行場営業承継届出書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

定款又は寄附行為の写し

様式第7号（第7条関係） 興行場営業（許可申請書・承継届出書）記載事項変更届出書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

(2) 営業者（法人にあつては、代表者）の氏名の変更の場

(2) 省略

(3) (2)に規定する変更以外の変更の場合にあつては、変更の内容を証する書類

合にあつては、戸籍抄本

(3) 定款又は寄附行為の変更を伴う場合にあつては、変更に係る定款又は寄附行為の写し

(4) 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の興行場法施行細則様式第2号の規定により交付している興行場営業許可証は、改正後の興行場法施行細則様式第2号の規定により交付した興行場営業許可証とみなす。

3 この規則施行の際現に仮設興行場の営業の許可を受けている者の当該許可に係る興行場営業許可証の有効期間については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第36号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(出納員)</p> <p><b>第4条</b> 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第11号までに掲げる職にある者をもつて充て、第12号から第19号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 総務部総務管理局総務管理課調整管理係長、財産管理グループ担当係長_____及び施設管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）</p> <p>(3)～(15) 省略</p> <p>(16) 監査事務局の監査調整グループ担当係長_____</p> <p>(17)～(19) 省略</p> <p>(出納員以外の会計職員)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" data-bbox="156 1944 762 2143"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県</td> <td></td> </tr> </table>	省略	省略	一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長_____		_____、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県		<p>(出納員)</p> <p><b>第4条</b> 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第11号までに掲げる職にある者をもつて充て、第12号から第19号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 総務部総務管理局総務管理課調整管理係長、財産管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）及び施設管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）</p> <p>(3)～(15) 省略</p> <p>(16) 監査事務局の監査調整グループ担当係長（<u>監査事務局長が指定した者に限る。</u>）</p> <p>(17)～(19) 省略</p> <p>(出納員以外の会計職員)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" data-bbox="834 1944 1441 2143"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長（<u>総務県民室長が指定した者に限る。</u>）、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県</td> <td></td> </tr> </table>	省略	省略	一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長（ <u>総務県民室長が指定した者に限る。</u> ）、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県	
省略	省略										
一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長_____											
_____、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県											
省略	省略										
一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、東予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策グループ担当係長（ <u>総務県民室長が指定した者に限る。</u> ）、南予地方局八幡浜支局総務県民室の総務県											

民グループ担当係長 _____ _____ 及び東予地方局産業経済部産業振興課の企 画調整係長 二～六 省略	
省略	

( 会計管理者等の事務の一部委任 )

**第7条** 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ担当係長 \_\_\_\_\_ に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (4)～(15) 省略
- (16) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金(土木部土木管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。)の収納及び保管に関すること。

出納員	会計事務
省略	
省略 監査事務局の監査調整グループ担当係長 _____	
省略	

2 省略

( 支出決議書の作成 )

**第43条** 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。

- (1)～(4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略

民グループ担当係長(総務県民室長が指定した者に 限る。)及び東予地方局産業経済部産業振興課の企 画調整係長 二～六 省略	
省略	

( 会計管理者等の事務の一部委任 )

**第7条** 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ担当係長(総務管理課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (4)～(15) 省略
- (16) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金(土木部土木管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。)の収納及び保管に関すること。

出納員	会計事務
省略	
省略 監査事務局の監査調整グループ担当係長(監査事務局長が 指定した者に限る。)	
省略	

2 省略

( 支出決議書の作成 )

**第43条** 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。

- (1)～(4) 省略
- (5) 賃金
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略

- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略

2 省略

(資金前渡のできる経費)

**第49条** 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略

(給与等の支払の方法)

**第75条** 報酬(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち臨時補助員の報酬を除く。)、法第204条の規定による給料及び手当(退職手当を除く。))並びに児童手当(以下「給与等」という。)は、口座振替の方法により職員に支払う場合を除き、給与等の資金前渡担任者(以下「給与資金前渡担任者」という。)に資金を前渡して支払をさせるものとする。ただし、資金前渡の方法により難しいときは、この限りでない。

(給与等の支出負担行為の整理)

**第78条** 支出負担行為担当者は、第39条の規定にかかわらず、給与等(報酬及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与を除く。次条、第102条第2項、第103条及び第112条第2項並びに別表第4において同じ。)の支出負担行為を整理するときは、給与と支出負担行為書(様式第44号)を支出科目の目別に作成しなければならない。

2 支出負担行為担当者は、前項に規定する給与と支出負担行為書並びに報酬(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の

- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略

2 省略

(資金前渡のできる経費)

**第49条** 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 賃金
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略

(給与等の支払の方法)

**第75条** 報酬 \_\_\_\_\_、  
法第204条の規定による給料及び手当(退職手当を除く。)、賃金(日日雇用する者の賃金を除く。))並びに児童手当(以下「給与等」という。)は、口座振替の方法により職員に支払う場合を除き、給与等の資金前渡担任者(以下「給与資金前渡担任者」という。)に資金を前渡して支払をさせるものとする。ただし、資金前渡の方法により難しいときは、この限りでない。

(給与等の支出負担行為の整理)

**第78条** 支出負担行為担当者は、第39条の規定にかかわらず、給与等(報酬及び賃金 \_\_\_\_\_ を除く。次条、第102条第2項、第103条及び第112条第2項並びに別表第4において同じ。)の支出負担行為を整理するときは、給与と支出負担行為書(様式第44号)を支出科目の目別に作成しなければならない。

2 支出負担行為担当者は、前項に規定する給与と支出負担行為書並びに報酬及び賃金(日日雇用する者の賃金を除く。)



うち臨時補助員の報酬を除く。)及び同条第1項第2号に掲げる職員<sup>の給与に係る支出負担行為書又は支出負担行為書兼決議書</sup>には、給与明細表(様式第46号)を添付しなければならない。

(賠償責任)

第234条 法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)~(4) 省略

別表第1(第37条関係)

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類		支出負担行為書又は支出負担行為書兼決議書に付記する主な事項
			契約のとき。	支出決定のとき。	
1~6 省略					
7 省略					
8 省略					
9 省略					
10 省略					
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 省略					
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					

\_\_\_\_\_に<sup>係る支出負担行為書又は支出負担行為書兼決議書</sup>は、給与明細表(様式第46号)を添付しなければならない。

(賠償責任)

第234条 法第243条の2第1項後段\_\_\_\_\_の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)~(4) 省略

別表第1(第37条関係)

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類		支出負担行為書又は支出負担行為書兼決議書に付記する主な事項
			契約のとき。	支出決定のとき。	
1~6 省略					
7 賃金	支出決定のとき。	支出しようとする額		賃金の支給に関する調書	雇用の目的 雇用の期間 日額及び算定の基礎
8 省略				雇用承認(報告)書	就労の事実を証明する書類
9 省略					
10 省略					
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 省略					
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					

25 省略				
26 省略				
27 省略				

別表第3 (第150条関係)

工事請負契約	売買契約	賃貸借契約	交換契約
1 工事の内容	1 売買の内容	1 貸借の内容	1 省略
2 請負代金の額	2 売買金額	2 賃貸借料	2 省略
3 工事着手の時期及び工事完成の時期	3 物件の引渡しの時期	3 貸借の期間	3 省略
4 工事施行の場所	4 物件の引渡しの場所	4 貸借物件の所在場所	4 省略
5 契約保証金に関する事項	5 契約保証金に関する事項	5 契約保証金に関する事項	5 省略
6 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	6 売買金額の全部又は一部の前金払又は部分払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	6 契約の変更及び解除に関する事項	6 省略
7 契約の変更及び解除に関する事項	7 契約の変更及び解除に関する事項	7 権利義務の譲渡等に関する事項	7 省略
8 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更に関する事項	8 引渡しの検査及び時期	8 賃貸借料の支払の時期及び方法	8 省略
9 権利義務の譲渡等及び下請負の制限に関する事項	9 登記の時期及び経費の負担	9 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項	9 省略
10 設計変更又は工事中	10 売買金額の支払の時期及び方法	10 賃貸借人の修繕義務の範囲	10 省略
	11 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項	11 契約に関する紛争の解決方法	11 省略
	12 買戻しの特約に	12 その他必要な事項	12 契約不適合責任に関する事項

26 省略				
27 省略				
28 省略				

別表第3

工事請負契約	売買契約	賃貸借契約	交換契約
一 工事の内容	一 売買の内容	一 貸借の内容	一 省略
二 請負代金の額	二 売買金額	二 賃貸借料	二 省略
三 工事着手の時期及び工事完成の時期	三 物件の引渡しの時期	三 貸借の期間	三 省略
四 工事施行の場所	四 物件の引渡しの場所	四 貸借物件の所在場所	四 省略
五 契約保証金に関する事項	五 契約保証金に関する事項	五 契約保証金に関する事項	五 省略
六 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	六 売買金額の全部又は一部の前金払又は部分払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	六 契約の変更及び解除に関する事項	六 省略
七 契約の変更及び解除に関する事項	七 契約の変更及び解除に関する事項	七 権利義務の譲渡等に関する事項	七 省略
八 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更に関する事項	八 引渡しの検査及び時期	八 賃貸借料の支払の時期及び方法	八 省略
九 権利義務の譲渡等及び下請負の制限に関する事項	九 登記の時期及び経費の負担	九 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項	九 省略
十 設計変更又は工事中	十 売買金額の支払の時期及び方法	十 賃貸借人の修繕義務の範囲	十 省略
	十一 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項	十一 契約に関する紛争の解決方法	十一 省略
	十二 買戻しの特約に	十二 その他必要な事項	十二 かし担保責任に関する事項

<p>止の場合に おける損害 の負担に関 する事項</p> <p><u>11</u> 引渡し の検査及び 時期</p> <p><u>12</u> 工事完 成後におけ る請負代金 の支払の時 期及び方法</p> <p><u>13</u> 履行の 遅滞その他 債務の不履 行の場合に おける遅延 利息、違約 金その他の 損害金に関 する事項</p> <p><u>14</u> 危険負 担に関する 事項</p> <p><u>15</u> 契約不 適合責任に 関する事項</p> <p><u>16</u> 契約に 関する紛争 の解決方法</p> <p><u>17</u> その他 必要な事項</p>	<p>関する事項</p> <p><u>14</u> 危険負 担に関する 事項</p> <p><u>15</u> 契約不 適合責任に 関する事項</p> <p><u>16</u> 契約に 関する紛争 の解決方法</p> <p><u>17</u> その他 必要な事項</p>			<p>止の場合に おける損害 の負担に関 する事項</p> <p><u>11</u> 引渡し の検査及び 時期</p> <p><u>12</u> 工事完 成後におけ る請負代金 の支払の時 期及び方法</p> <p><u>13</u> 履行の 遅滞その他 債務の不履 行の場合に おける遅延 利息、違約 金その他の 損害金に関 する事項</p> <p><u>14</u> 危険負 担に関する 事項</p> <p><u>15</u> かし担 保責任に 関する事項</p> <p><u>16</u> 契約に 関する紛争 の解決方法</p> <p><u>17</u> その他 必要な事項</p>	<p>関する事項</p> <p><u>14</u> 危険負 担に関する 事項</p> <p><u>15</u> かし担 保責任に 関する事項</p> <p><u>16</u> 契約に 関する紛争 の解決方法</p> <p><u>17</u> その他 必要な事項</p>		
---	---	--	--	--	--	--	--

様式第46号(その1)を次のように改める。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第342号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、寄附金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	受託者の主たる事務所の所在地におけるふるさと愛媛応援寄附金の収納の事務	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（ただし、委託契約の終了の1月前までに、当事者の一方から別段の意思表示がされないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。）

○愛媛県告示第343号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 愛媛ジェーシービー

愛媛県松山市勝山町2丁目4番地7 ミツワ勝山町ビル

トヨタファイナンス株式会社

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー株式会社 トラストバンク

東京都目黒区青葉台3丁目6番28号 住友不動産青葉台タワー14階

2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○愛媛県告示第344号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から施行する。

この告示の際現に改正前の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第1号から様式第3号までの規定により提出されている申請書は、改正後の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第1号から様式第3号までの規定により提出された申請書とみなす。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 この要綱において「請負者選定担当者」とは、知事又は知事の委任を受けて県工事の請負契約に係る請負者の選定権限を有する者をいう。</p> <p>7 この要綱において「入札執行者」とは、知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。</p> <p>(特定建設工事共同企業体の構成員の数)</p> <p><b>第5条</b> 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに請負者選定担当者が定めるものとする。</p> <p>(特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績等)</p> <p><b>第7条</b> 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 県工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、県工事と同種の工事の施工実績を有</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 この要綱において「契約担当者」とは、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第2条第6号に規定する契約担当者という。</p> <p>(特定建設工事共同企業体の構成員の数)</p> <p><b>第5条</b> 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに契約担当者が定めるものとする。</p> <p>(特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績等)</p> <p><b>第7条</b> 構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1) 県工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、県工事と同種の工事の施工実績を有</p>

する者でなければならないものとして、請負者選定担当者が県工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。

(2)・(3) 省略

(特定建設工事共同企業体による競争入札の公告)

**第10条** 入札執行者は、特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1)～(9) 省略

(10) その他入札執行者が必要と認める事項

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査)

**第11条** 前条の規定により公告された県工事について特定建設工事共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、前条第7号の受付期間内に、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて入札執行者に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 省略

(2) その他入札執行者が必要と認める書類

2 入札執行者は、前条の規定により公告した県工事につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(経常建設共同企業体の入札参加資格の審査)

**第19条** 競争入札等に参加しようとする経常建設共同企業体は、あらかじめ経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める受付期間内に、知事に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 省略

(2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、入札参加資格があると確認したときは、等級別格付けを行うものとする。

3 経常建設共同企業体は、第1項に規定する経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、知事に速やかに変更の届出をしなければならない。

(経常建設共同企業体の解散等)

**第20条** 省略

2 経常建設共同企業体が解散したとき又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、解散した旨を知事に速やかに届け出なければならない。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の数)

**第23条** 構成員の数は、2者以上10者以下とし、工事ごとに請負者選定担当者が定めるものとする。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の施工実績等)

**第25条** 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 県工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、県工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、請負者選定担当者が県工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有

する者でなければならないものとして、契約担当者が県工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。

(2)・(3) 省略

(特定建設工事共同企業体による競争入札の公告)

**第10条** 契約担当者は、特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1)～(9) 省略

(10) その他契約担当者が必要と認める事項

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査)

**第11条** 前条の規定により公告された県工事について特定建設工事共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、前条第7号の受付期間内に、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて契約担当者に提出し、資格審査をうけなければならない。

(1) 省略

(2) その他契約担当者が必要と認める書類

2 契約担当者は、前条の規定により公告した県工事につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(経常建設共同企業体の入札参加資格の審査)

**第19条** 競争入札等に参加しようとする経常建設共同企業体は、あらかじめ経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、土木部長が別に定める受付期間内に、契約担当者に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 省略

(2) その他契約担当者が必要と認める書類

2 契約担当者は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、入札参加資格があると確認したときは、等級別格付けを行うものとする。

3 経常建設共同企業体は、第1項に規定する経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、契約担当者に速やかに変更の届出をしなければならない。

(経常建設共同企業体の解散等)

**第20条** 省略

2 経常建設共同企業体が解散したとき又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、解散した旨を契約担当者に速やかに届け出なければならない。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の数)

**第23条** 構成員の数は、2者以上10者以下とし、工事ごとに契約担当者が定めるものとする。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の施工実績等)

**第25条** 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 県工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績を有し、かつ、県工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、契約担当者が県工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有

し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。

(2)・(3) 省略

(地域維持型建設共同企業体の入札参加資格の審査)

第28条 地域維持型建設共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて入札執行者に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 省略

(2) その他入札執行者が必要と認める書類

2 入札執行者は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

様式第1号(第11条関係) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

省略		
2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑		
代表者	構成員	構成員

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) その他入札執行者が必要と認める書類

様式第2号(第19条関係) 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

省略					
一般土木	土木建築	入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑	省略		
舗装					
港湾					
不燃					
木造	代表者	省略			
管	構成員				
電気	構成員				
			省略		

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) その他知事\_\_\_\_\_が必要と認める書類

様式第3号(第28条関係) 地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

省略		
2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑		
代表者	構成員	構成員

し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。

(2)・(3) 省略

(地域維持型建設共同企業体の入札参加資格の審査)

第28条 地域維持型建設共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて契約担当者に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 省略

(2) その他契約担当者が必要と認める書類

2 契約担当者は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

様式第1号(第11条関係) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

省略	
2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑	
印鑑	

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) その他契約担当者が必要と認める書類

様式第2号(第19条関係) 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

省略					
一般土木	土木建築	入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑	省略		
舗装					
港湾					
不燃					
木造	代表者	省略			
管	構成員				
電気	構成員				
			省略		

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) その他契約担当者が必要と認める書類

様式第3号(第28条関係) 地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

省略	
2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑	
印鑑	

Blank box for document submission

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) その他入札執行者が必要と認める書類

Blank box for document submission

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) その他契約当事者が必要と認める書類

○愛媛県告示第345号

愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成30年10月愛媛県告示第971号）の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から施行する。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(共同企業体の入札参加資格の審査)</p> <p><b>第10条</b> 復旧・復興工事について共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて知事_____に提出し、資格審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その他知事_____が必要と認める書類</p> <p>2 知事_____は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者の代表者に対しその結果を通知するものとする。</p> <p>3 共同企業体の代表者は、第1項の申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、知事_____に対し変更の届出をしなければならない。</p> <p>(共同企業体の解散等)</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2 共同企業体が解散したとき、又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、速やかに、知事_____に対しその旨を届け出なければならない。</p> <p>別記様式（第10条関係） 復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その他知事_____が必要と認める書類</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 この要綱において「契約当事者」とは、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第2条第6号に規定する契約当事者をいう。</u></p> <p>(共同企業体の入札参加資格の審査)</p> <p><b>第10条</b> 復旧・復興工事について共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて<u>契約当事者</u>に提出し、資格審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その他<u>契約当事者</u>が必要と認める書類</p> <p>2 <u>契約当事者</u>は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者の代表者に対しその結果を通知するものとする。</p> <p>3 共同企業体の代表者は、第1項の申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、<u>契約当事者</u>に対し変更の届出をしなければならない。</p> <p>(共同企業体の解散等)</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2 共同企業体が解散したとき、又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、速やかに、<u>契約当事者</u>に対しその旨を届け出なければならない。</p> <p>別記様式（第10条関係） 復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その他<u>契約当事者</u>が必要と認める書類</p>

○愛媛県告示第346号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法（平成13年4月愛媛県告示第866号）の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から施行する。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中村時広



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>1 省略</p> <p>2 閲覧所の場所及び閲覧時間</p> <p>(1) 閲覧所の場所</p> <p>次の表の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公表事項</th> <th style="text-align: center;">閲覧所の場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>契約</u> を所管する各課（各機関）の愛媛県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る政令第5条第1項各号に掲げる事項 _____                      _____                      _____                 </td> <td>                     工事の<u>契約</u> を所管する各課（各機関）内                 </td> </tr> <tr> <td>                     政令第7条第1項各号に掲げる事項                 </td> <td>                     総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内並びに地方局総務企画部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内                 </td> </tr> <tr> <td> <u>入札を所管する各課（各機関）及び契約を所管する各課（各機関）の工事に係る政令第7条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項の変更の理由</u> </td> <td> <u>工事の入札を所管する各課（各機関）内及び工事の契約を所管する各課（各機関）内</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p>	公表事項	閲覧所の場所	<u>契約</u> を所管する各課（各機関）の愛媛県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る政令第5条第1項各号に掲げる事項 _____ _____ _____	工事の <u>契約</u> を所管する各課（各機関）内	政令第7条第1項各号に掲げる事項	総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内並びに地方局総務企画部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内	<u>入札を所管する各課（各機関）及び契約を所管する各課（各機関）の工事に係る政令第7条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項の変更の理由</u>	<u>工事の入札を所管する各課（各機関）内及び工事の契約を所管する各課（各機関）内</u>	<p>1 省略</p> <p>2 閲覧所の場所及び閲覧時間</p> <p>(1) 閲覧所の場所</p> <p>次の表の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公表事項</th> <th style="text-align: center;">閲覧所の場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>入札及び契約を所管する各課（各機関）の愛媛県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る政令第5条第1項各号に掲げる事項並びに政令第7条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項の変更の理由</u> </td> <td>                     工事の<u>入札及び契約を所管する各課（各機関）内</u> </td> </tr> <tr> <td>                     政令第7条第1項各号に掲げる事項                 </td> <td>                     土木部土木管理課内並びに地方局建設部内及び土木事務所内                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p>	公表事項	閲覧所の場所	<u>入札及び契約を所管する各課（各機関）の愛媛県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る政令第5条第1項各号に掲げる事項並びに政令第7条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項の変更の理由</u>	工事の <u>入札及び契約を所管する各課（各機関）内</u>	政令第7条第1項各号に掲げる事項	土木部土木管理課内並びに地方局建設部内及び土木事務所内
公表事項	閲覧所の場所														
<u>契約</u> を所管する各課（各機関）の愛媛県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る政令第5条第1項各号に掲げる事項 _____ _____ _____	工事の <u>契約</u> を所管する各課（各機関）内														
政令第7条第1項各号に掲げる事項	総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内並びに地方局総務企画部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内														
<u>入札を所管する各課（各機関）及び契約を所管する各課（各機関）の工事に係る政令第7条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項の変更の理由</u>	<u>工事の入札を所管する各課（各機関）内及び工事の契約を所管する各課（各機関）内</u>														
公表事項	閲覧所の場所														
<u>入札及び契約を所管する各課（各機関）の愛媛県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る政令第5条第1項各号に掲げる事項並びに政令第7条第2項各号に掲げる事項及び同条第3項の変更の理由</u>	工事の <u>入札及び契約を所管する各課（各機関）内</u>														
政令第7条第1項各号に掲げる事項	土木部土木管理課内並びに地方局建設部内及び土木事務所内														

○愛媛県告示第347号

愛媛県工事検査規程（昭和63年4月愛媛県告示第509号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(検査の区分及び種類)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 本庁検査及び機関検査の区分の範囲については、<u>出納局長が定める</u> _____</p> <p>_____。</p> <p>(検査員)</p> <p><b>第4条</b> 本庁検査に係る検査員は、<u>出納局長が命ずる</u>。</p> <p>2 省略</p> <p>(検査の立会い)</p> <p><b>第8条</b> 省略</p>	<p>(検査の区分及び種類)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 本庁検査及び機関検査の区分の範囲については、<u>別に定めるものを除くほか、各工事を管轄する部長がこれを定めるものとする</u>。</p> <p>(検査員)</p> <p><b>第4条</b> 本庁検査に係る検査員は、<u>部長</u> が命ずる。</p> <p>2 省略</p> <p>(検査の立会い)</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2 <u>本庁検査には、部長又は地方局長が命ずる係長以上の職にある職員が立会しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、</u></p>

2 出納局長又は地方局長は、検査に当たつては、当該検査に係る工事の請負者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者を立会いさせなければならない。

(検査の準備)

第9条 省略

2 各工事を所管する部長(以下「部長」という。)又は地方局長は、本庁検査を行う工事について、当該工事の請負者から工事完成届又は既成部分検査請求書の提出があつた場合は、当該書類に次に掲げる書類及び図面を添付して出納局長に送付しなければならない。

(1)~(3) 省略

(完成検査)

第11条 省略

2 検査員は、完成検査を終えた場合は、工事検査復命(済通知)書(様式第3号)を作成し、本庁検査の検査員にあつては工事検査復命書を出納局長に、工事検査済通知書を部長又は地方局長に、機関検査の検査員にあつては工事検査復命書を地方局長に提出しなければならない。

3 省略

(相違意見の提出)

第20条 検査員は、検査において、立会人その他の者との間に意見の相違があるときは、その理由を詳細に記載した書面を作成し、本庁検査の検査員にあつてはその書面を出納局長及び部長又は地方局長に、機関検査の検査員にあつてはその書面を出納局長及び地方局長に提出しなければならない。

(検査の委任)

第21条 出納局長又は地方局長は、本庁検査又は機関検査について、特別の理由があるときは、他の機関に検査を委任することができる。この場合において、本庁検査の委任を受けた機関の長は、工事検査復命書を出納局長に提出しなければならない。

(適用除外)

第22条 省略

2 建築工事については、第9条第1項及び第2項第3号、第10条第1項第5号並びに第11条第3項第2号に規定する出来形展開図の作成、添付又は提出を省略することができる。

3 省略

4 出納局長は、前3項に規定するもののほか、関係書類の作成、整備、提出又は手続等について、工事の内容、規模等に応じ、この規程の趣旨に反しない範囲内で、省略し、又は必要な事項を定めることができる。

この限りでない。

3 部長又は地方局長は、検査に当たつては、当該検査に係る工事の請負者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者を立会させなければならない。

(検査の準備)

第9条 省略

2 地方局長は、本庁検査を行う工事について、当該工事の請負者から工事完成届又は既成部分検査請求書の提出があつた場合は、当該書類に次に掲げる書類及び図面を添付して部長に進達しなければならない。

(1)~(3) 省略

(完成検査)

第11条 省略

2 検査員は、完成検査を終えた場合は、工事検査復命(済通知)書(様式第3号)を作成し、本庁検査の検査員にあつては工事検査復命書を部長に、工事検査済通知書を地方局長に、機関検査の検査員にあつては工事検査復命書を地方局長に提出しなければならない。

3 省略

(相違意見の報告)

第20条 検査員は、検査において、立会人その他の者との間に意見の相違があるときは、その理由を詳細に記載した書面により、部長又は地方局長にその旨を報告しなければならない。

(検査の委任)

第21条 部長又は地方局長は、本庁検査又は機関検査について、特別の理由があるときは、他の機関に検査を委任することができる。この場合において、本庁検査の委任を受けた地方局長は、工事検査復命書を部長に提出しなければならない。

(適用除外)

第22条 省略

2 建築工事については、次に掲げる書類及び図面

の作成、添付又は提出を省略することができる。

(1) 第9条第1項及び第2項第2号、第10条第1項第4号並びに第11条第3項第1号に規定する工事完成出来形調書

(2) 第9条第1項及び第2項第3号、第10条第1項第5号並びに第11条第3項第2号に規定する出来形展開図

(3) 第11条第2項(第17条第4項及び第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する工事検査済通知書

3 省略

4 部長は、前3項に規定するもののほか、関係書類の作成、整備、提出又は手続等について、工事の内容、規模等に応じ、この規程の趣旨に反しない範囲内で、省略し、又は必要な事項を定めることができる。

○愛媛県告示第348号

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱(令和元年6月愛媛県告示第203号)の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から施行する。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Row 1: (Definition) Article 2, Item 3. Row 2: (Definition) Article 2, Item 3. The text in the 'Before' column is underlined.

委任を受けて建設工事関連業務の委託契約に係る受託者の選定権限を有する者をいう。

4 この要綱において「入札執行者」とは、知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。

(共同企業体の構成員の要件)

第7条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 受託者選定担当者が建設工事関連業務ごとに定める資格要件を満たす技術者を配置することができること。
- (2) 受託者選定担当者が建設工事関連業務ごとに定める業務の実績を有すること。ただし、代表者以外の構成員については、确实かつ円滑な業務の実施を確保することができること認められる場合にあっては、この限りでない。

(共同企業体の代表者)

第9条 代表者は、構成員のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 省略
- (2) 受託者選定担当者が建設工事関連業務ごとに定める資格要件を満たす管理技術者(建設工事関連業務の管理、統括等を行う者をいう。)及び照査技術者(建設工事関連業務の成果について技術上の照査を行う者をいう。)を配置することができること。

(共同企業体の入札参加資格の審査)

第10条 共同企業体を結成して建設工事関連業務の競争入札等に参加しようとする者は、建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて入札執行者に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 省略
- (2) その他入札執行者が必要と認める書類

2 入札執行者は、建設工事関連業務につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

別記様式(第10条関係) 建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書

省略

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) その他入札執行者が必要と認める書類

45年愛媛県規則第18号)第2条第6号に規定する契約担当者をいう。

(共同企業体の構成員の要件)

第7条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 契約担当者が建設工事関連業務ごとに定める資格要件を満たす技術者を配置することができること。
- (2) 契約担当者が建設工事関連業務ごとに定める業務の実績を有すること。ただし、代表者以外の構成員については、确实かつ円滑な業務の実施を確保することができること認められる場合にあっては、この限りでない。

(共同企業体の代表者)

第9条 代表者は、構成員のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 省略
- (2) 契約担当者が建設工事関連業務ごとに定める資格要件を満たす管理技術者(建設工事関連業務の管理、統括等を行う者をいう。)及び照査技術者(建設工事関連業務の成果について技術上の照査を行う者をいう。)を配置することができること。

(共同企業体の入札参加資格の審査)

第10条 共同企業体を結成して建設工事関連業務の競争入札等に参加しようとする者は、建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて契約担当者に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 省略
- (2) その他契約担当者が必要と認める書類

2 契約担当者は、建設工事関連業務につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

別記様式(第10条関係) 建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書

省略

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) その他契約担当者が必要と認める書類

○愛媛県告示第349号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中村時広

1 委託した事務の範囲及び内容

県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の

収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁中一般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4条の2</b> 省略 (秘書広報統括監)</p> <p><b>第4条の3</b> 秘書広報統括監は、知事の命を受け、知事及び副知事の秘書事務並びに広報及び広聴に関する事務の統括に関する業務を行う。 (課長等)</p> <p><b>第10条</b> 省略 2～5 省略</p> <p>6 水資源・ダム政策監は、上司の命を受け、水資源及び河川管理施設であるダムに係る政策の推進等に関する業務を行う。</p> <p>7 省略 (主席工事検査専門員)</p> <p><b>第13条</b> 主席工事検査専門員は、上司の命を受け、工事等の_____検査に関する事務を掌理し、所属工事検査専門員を指揮監督する。 (工事検査専門員)</p> <p><b>第22条</b> 工事検査専門員は、上司の命を受け、工事等の_____検査に関する事務を処理する。</p>	<p><b>第4条の2</b> 省略 (課長等)</p> <p><b>第10条</b> 省略 2～5 省略</p> <p>6 省略 (主席工事検査専門員)</p> <p><b>第13条</b> 主席工事検査専門員は、上司の命を受け、土木部の所管に属する工事の設計審査及び検査に関する事務を掌理し、所属工事検査専門員を指揮監督する。 (工事検査専門員)</p> <p><b>第22条</b> 工事検査専門員は、上司の命を受け、工事の設計審査及び検査に関する事務を処理する。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>(決裁事項)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第11までに掲げられていないものの決裁については、別に定める。<u>ただし、その内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げる事項から類推して専決することができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p><b>別表第1</b>(第4条関係) 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="4">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部 長</th> <th>局 長</th> <th>課 長 主 幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 組織 及び人</td> <td>1～11 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 特定業務職員及び非常勤職</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事 項	決裁区分				知事	専決者			部 長	局 長	課 長 主 幹	1～5 省略					6 組織 及び人	1～11 省略				12 特定業務職員及び非常勤職				<p>(決裁事項)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第11までに掲げられていないものの決裁については、別に定める。</p> <p>3 省略</p> <p><b>別表第1</b>(第4条関係) 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="4">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部 長</th> <th>局 長</th> <th>課 長 主 幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 組織 及び人</td> <td>1～11 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 _____非常勤職</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事 項	決裁区分				知事	専決者			部 長	局 長	課 長 主 幹	1～5 省略					6 組織 及び人	1～11 省略				12 _____非常勤職			
事務の種類			事 項	決裁区分																																																			
				知事	専決者																																																		
	部 長	局 長			課 長 主 幹																																																		
1～5 省略																																																							
6 組織 及び人	1～11 省略																																																						
	12 特定業務職員及び非常勤職																																																						
事務の種類	事 項	決裁区分																																																					
		知事	専決者																																																				
			部 長	局 長	課 長 主 幹																																																		
1～5 省略																																																							
6 組織 及び人	1～11 省略																																																						
	12 _____非常勤職																																																						

事管理 に関する 事務	員(11に掲げる者を除く。)の 任 <del>免</del> 等に関する <del>こと</del> 。						
	(1)・(2) 省略						
	13 臨時補助員の任 <del>免</del> 等 _____ _____ に関する <del>こと</del> 。						
	14~19 省略						
7・8 省略							
9 指導 監督に 関する 事務	1 重要な許可、認可、免許、 登録、指定等の処分及び行政 代執行に関する <del>こと</del> 。						
	2 軽易な許可、認可、免許、 登録、指定等の処分に関する <del>こと</del> 。						
	(1) (2)以外のもの		—				
	(2) 定例的なもの				—		
	3 資格、権利、地域、計画等 の認定、確認その他の確認行 為に関する <del>こと</del> 。						
	(1) 重要なもの		—				
	(2) 軽易なもの				—		
	4 検査、調査、指示、勧告、 報告の徴収その他の監督権限 の行使に関する <del>こと</del> 。						
	(1) 重要なもの		—				
(2) 軽易なもの				—			
10~27 省略							

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)~(4) 省略

(5) 9の部2の項(2)、3の項(2)及び4の項(2)

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

2~5 省略

6 秘書広報統括監の職にある者の服務に関する事務等に係るこの表6の部5の項(2)、6の項、8の項及び9の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「企画振興部長」とする。

7 秘書広報統括監の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総合政策課長」とする。

8 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中

事管理 に関する 事務	員(9に掲げる者を除く。)の 任 <del>免</del> に関する <del>こと</del> 。						
	(1)・(2) 省略						
	13 日々雇用職員(長期)の雇 用承認に関する <del>こと</del> 。						
	14~19 省略						
7・8 省略							
9 指導 監督に 関する 事務	1 重要な許可、認可、免許、 登録____等の処分及び行政 代執行に関する <del>こと</del> 。						
	2 軽易な許可、認可、免許、 登録____等の処分に関する <del>こと</del> 。				—		
10~27 省略							

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)~(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

2~5 省略

6 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中

「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。

(1)～(6) 省略

(7) 9の部2の項(1)、3の項(1)及び4の項(1)

(8)～(19) 省略

9 防災安全統括部長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

10 省略

11 この表6の部13の項（臨時補助員の任免に係るものに限る。）、16の項、17の項及び19の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。

12 11の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

13 11の規定にかかわらず、秘書広報統括監の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総合政策課長」とする。

14 11の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

15 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1 任命等に関する事務	1 省略			
		2 一般職の任免等に関すること（地方公務員法（以下「地公法」という。）第17条、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）第10条、第30条）。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 事務補助職員 <sup>の</sup> の任免等に係るもの			
	3・4 省略				
2～10 省略					

「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。

(1)～(6) 省略

(7) 9の部2の項

(8)～(19) 省略

7 防災安全統括部長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部17の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

8 省略

9 この表6の部16の項、17の項及び19の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。

10 9の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

11 9の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

12 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1 任命等に関する事務	1 省略			
		2 一般職の <sup>の</sup> 任免等に関すること（地方公務員法（以下「地公法」という。）第17条、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）第10条、第30条）。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 臨時職員 <sup>の</sup> の任用等に係るもの			
	3・4 省略				
2～10 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
私学文書課	1 私立学校に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 学校教育法に関すること。					
		(1) 私立学校（専修学校及び各種学校を除く。）に係る認可（設置、廃止及び設置者の変更に係るものを除く。）（第4条第1項）					
		(2) 省略					
		(3) 省略					
		(4) 省略					
		(5) 省略					
		2 私立学校法に関すること。					
		(1) 省略					
		(2) 省略					
		(3) 省略					
		(4) 省略					

  

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
私学文書課	1 私立学校に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 学校教育法に関すること。					
		(1) 私立学校（専修学校及び各種学校を除く。）の設置、廃止及び設置者の変更の認可（第4条第1項）					
		(2) 私立学校（専修学校及び各種学校を除く。）に係る(1)に掲げるもの以外の認可（第4条第1項）					
		(3) 省略					
		(4) 省略					
		(5) 校長の届出の受理（第10条、第133条第1項、第134条第2項）					
		(6) 省略					
		(7) 設備、授業等の変更命令（第14条、第133条第1項、第134条第2項）					
		(8) 専修学校及び各種学校の設置勧告及び教育の停止命令（第136条第1項、第2項）					
		(9) 省略					
		2 私立学校法に関すること。					
		(1) 省略					
		(2) 学校法人の寄附行為の認可（第31条第1項）					
		(3) 省略					
(4) 学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可（第50条第2項、第52条第2項）							
(5) 省略							
(6) 省略							
(7) 学校法人及び準学校法人の収益事業の種類の設定及び停止命令（第26条第2項、第61条第1項、第64条第5項）							
(8) 学校法人の寄附行為の変更の認可（第45条第1項）							

								(9) 準学校法人の寄附行為の変更の認可(第45条第1項、第64条第5項)					—	
								(10) 学校法人及び準学校法人に対する措置命令(第60条第1項、第64条第5項)			—			
								(11) 学校法人及び準学校法人に対する役員の解任の勧告(第60条第9項、第64条第5項)			—			
								(12) 省略						
								(13) 学校法人及び準学校法人に対する報告の徴収及び立入検査(第63条第1項、第64条第5項)						—
								(14) 学校法人及び準学校法人の組織変更の認可(第31条第1項、第64条第6項、第7項)			—			
							3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。	3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。						
							(1) 就学支援金の支給資格の認定(第4条、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)第3条第2項)	(1) 就学支援金の支給資格の認定(第4条、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)第3条第2項)						—
							(2) 省略	(2) 省略						
							(2) 就学支援金の支給停止(第8条第1項、省令第11条第3項)	(3) 就学支援金の支給停止(第8条第1項、省令第11条第3項)						
							(3) 省略	(4) 省略						
								(5) 不正利得の徴収(第11条第1項)						—
								(6) 受給権者の保護者等の収入の状況に関する事項の届出の受理(第17条)						—
								(7) 受給権者等に対する報告等の命令及び質問(第18条第1項)						—
								(8) 受給権者の氏名変更の届出の受理(省令第3条第3項)						—
								(9) 就学支援金の受給事由消滅の届出の処理(省令第4条)						—



	(4) 就学支援金の支払時期の決定(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)第9条)						
	(5) 省略						
	(6) 省略						
	4 いじめ防止対策推進法の施行に関すること。						
	(1) 省略						
	(2) 省略						
	5・6 省略						
2～11	省略						

	(10) 授業料の額を証明する書類の写しの受理(省令第6条第1項)						—
	(11) 授業料減免の届出の受理(省令第6条第2項)						—
	(12) 就学支援金の支給限度額の加算に関する届出の受理(省令第8条第2項)						—
	(13) 就学支援金の支給限度額の加算を受けている受給者の保護者等の変更の届出の受理(省令第8条第3項)					—	
	(14) 就学支援金の額の通知(省令第9条)						—
	(15) 就学支援金の支払時期の決定(省令第10条_____ _____ _____)						
	(16) 就学支援金の支給再開の申出の処理(省令第11条第2項、第3項)					—	
	(17) 省略						
	(18) 省略						
	4 いじめ防止対策推進法の施行に関すること。						
	(1) 重大事態の報告の受理(第31条第1項)					—	
	(2) 省略						
	(3) 省略						
	5・6 省略						
2～11	省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
行革分権課	1 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
行革分権課	1 省略				
	2 行政評価システムに関すること。	1 行政評価システムの決定に関すること。	—		
	行政評価システムについての総合調整に関すること。		—		
3 その他行政評価システムの実施に関すること。				—	



行政 管 理 室	1 行 政 評 価 シ ス テ ム に 関 す る 事 務	1 行政評価システムの決定に 関すること。	—				
		2 行政評価システムについて の総合調整に関すること。		—			
		3 その他行政評価システムの 実施に関すること。				—	
	2 公 社 等 外 郭 団 体 の 運 営 等 に 係 る 総 合 調 整 に 関 す る 事 務	1 公社等外郭団体の運営等に 係る総合調整に関すること。			—		
	3 行 政 手 続 に 関 す る 事 務 の 総 括 に 関 す る 事 務	1 条例又は規則に基づく処分 等に係る行政手続制度の決定 に関すること。	—				
		2 行政手続制度についての総 合調整に関すること。			—		
		3 その他行政手続制度の実施 に関すること。				—	
	4 内 部 統 制 の 評 価 に 関 す る 事 務	1 内部統制の方針及び体制に 関する報告書の作成（地方自 治法第150条第4項）	—				
	5 工 事 等 の 入 札 及 び 契 約 の 制 度 に 関 す る 事 務	1 制度の決定及び変更に関す ること。			—		
	6 工 事 等	1 請負者等の選定状況の調査 に関すること。				—	

の入札の監視に関する事務	2 入札の執行状況の調査に関すること。					—
--------------	---------------------	--	--	--	--	---

別表第3 (第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
デジタル戦略室	1 デジタル化施策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 デジタル化施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。 (1)~(3) 省略				
	2 放送法の施行に関する事務	1 小規模施設特定有線一般放送に関すること。 (1) 関係行政機関等に対する協力要請(第145条第2項) (2) 報告の徴収及び立入検査(第145条第4項)				—
	3 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
広報広聴課	1 広報及び広聴に関する事務	1・2 省略				
		3 戦略的プロモーションの総合企画、総合調整及び推進		—		
		4 省略				

別表第3 (第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
プロモーション戦略室	1 戦略的プロモーションの総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 戦略的プロモーションの総合企画、総合調整及び推進に関すること。 (1)~(3) 省略				
		2 省略				
		3 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
広報広聴課	1 広報及び広聴に関する事務	1・2 省略				
		3 省略		—		
		4 省略				

2～9 省略							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

2～9 省略							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
情 報 シ ス テ ム 課							
	1 省 略						
	2 省 略						
	3 省 略						
	4 省 略						
	5 省 略						
	6 省 略						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
情 報 政 策 課	1 高 度 情 報 化 対 策 の 総 合 企 画、 総 合 調 整 及 び 推 進 に 関 す る 事 務	1 高度情報化対策の総合企 画、総合調整及び推進	—				
	2 テ レ ビ ア 構 想 等 地 域 情 報 化 の 推 進 に 関 す る 事 務	1 推進計画の策定	—				
		2 推進体制の整備に関するこ と。	—				
	3 省 略						
	4 省 略						
	5 省 略						
	6 省 略						
	7 省 略						
	8 省 略						
	9 省 略						
10 放 送 法	1 小規模施設特定有線一般放 送に関すること。						

の施行に関する事務	(1) 業務の届出の受理(第133条第1項)				—
	(2) 変更の届出の受理(第133条第2項)				—
	(3) 小規模施設特定有線一般放送事業者の地位の承継の届出の受理(第134条第2項)				—
	(4) 業務の廃止等の届出の受理(第135条)				—
	(5) 関係行政機関等に対する協力要請(第145条第2項)				—
	(6) 業務の停止命令に係る国土交通大臣への通知(第145条第3項)				—
	(7) 報告の徴収及び立入検査(第145条第4項)			—	
	(8) 業務の停止命令(第174条)	—			
	(9) 資料の提出の要求(第175条)				—

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環境政策課	1~22 省略					
	23 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 第一種特定製品の管理者に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		2 関係行政機関の長等に対する協力要請(第93条第2項)			—	
		3 協議会の設置(第99条の2第1項)	—			

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環境政策課	1~22 省略					
	23 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 第一種特定製品の管理者に関すること。				
		(1) 指導及び助言(第17条)				—
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		2 第一種フロン類充填回収業者等に関すること。				
		(1) 登録の実施又は拒否(第27条第1項、第28条、第29条)				—
		(2) 登録の更新又は拒否(第28条、第29条、第30条第1項、第2項)				—
	(3) 変更の届出の受理(第28条、第29条、第31条)				—	

24~31	省略								

	(4) 廃業等の届出の受理（第33条第1項）								—
	(5) 登録の抹消（第34条）								—
	(6) 登録の取消し等（第29条第2項、第35条）	—							
	(7) 登録簿の閲覧（第32条）								—
	(8) 回収量等の報告に係る処理（第47条第3項、第4項）								—
	(9) フロン類を引き渡す者の認定（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号）								—
	(10) 報告の徴収（第91条）								—
	(11) 立入検査及び収去（第92条第1項）								—
	3 第二種フロン類回収業者に関すること。								
	(1) 回収量等の報告に係る処理（使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第22条第2項、第33条、第34条）								—
	(2) 報告の徴収（旧法第70条）								—
	(3) 立入検査（旧法第71条第1項）								—
24~31	省略								

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
循環型社会推進	1~5 省略					
	6 浄化槽法の施行に関	1 浄化槽処理促進区域に係る協議（第12条の4第2項、第4項）				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
循環型社会推進	1~5 省略					
	6 浄化槽法の施行に関	1 指定の申請の受理（第57条第1項、環境省関係浄化槽法施行規則（次項において「省令」という。）第54条第1項）				

課	する 事務	2 浄化槽台帳の作成（第49条第1項）						—
		3 協議会の設置（第54条第1項）		—				
		4 指定に係る措置（第57条第1項、第2項）						
	7 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行に関する事務	1 都道府県食品ロス削減推進計画の策定及び変更（第12条第1項、第3項、第4項）	—					
	8 省略							
	9 省略							

課	する 事務							
		2 指定に係る措置（第57条第1項、第2項、省令第56条）						
	7 省略							
	8 省略							

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1・2 省略					
	3 生活保護法の施行に関する事務	1 省略				

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1・2 省略					
	3 生活保護法の施行に関する事務	1 省略				
		2 社会福祉法人が設置する保護施設に対する報告の徴収及び立入検査（第44条第1項）				—
		3 保護施設の改善命令等（第45条第1項、第2項、第4項）		—		
		4 保護施設の管理規程の届出の受理（第46条第2項）				—
		5 保護施設に対する管理規程の変更命令（第46条第3項）		—		
		6 保護施設の長に対する管理規程による指導の制限及び禁止（第48条第3項）		—		
7 医療機関の指定、指定の更新並びに指定の取消し及び効力の停止（第49条、第49条の3第1項、第51条第2項、第83条の2）		—				



	2 省略																			
	3 省略																			
	4 保護施設事務費又は委託事務費の決定																			
4～16	省略																			
17 児童福祉法の施行に関する事務	1 指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。																			
	8 省略																			
	9 指定医療機関への個別指導及び報告命令等（第50条第2項、第54条第1項）																			
	10 介護機関の指定並びに指定の取消し及び効力の停止（第51条第2項、第54条の2第1項、第4項）																			
	11 省略																			
	12 指定介護機関への個別指導及び報告命令等（第50条第2項、第54条第1項、第54条の2第4項）																			
	13 助産機関及び施術機関の指定並びに指定の取消し及び効力の停止（第51条第2項、第55条）																			
14 助産機関及び施術機関への個別指導及び報告命令等（第50条第2項、第54条第1項、第55条第2項）																				
15 保護施設補助金及び負担金の返還命令（第79条）																				
16 保護施設事務費_____の決定																				
4～16	省略																			
17 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童福祉施設に関すること。																			
	(1) 最低基準実施の監督（第46条第1項）																			
	(2) 改善勧告及び改善命令（第46条第3項）																			
	(3) 事業停止命令（第46条第4項）																			
	(4) 予算の変更及び職員の解職指示（第56条の2第2項）																			
	(5) 実地検査（児童福祉法施行令第38条）																			
	(6) 最低基準向上の勧告（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3条第1項）																			
2 指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。																				

	(1) 報告の徴収及び立入検査 (第21条の5の27第1項、 第24条の19の2、第24条の 39第1項)					
	(2) 勧告(第21条の5の28第 1項、第24条の19の2、第 24条の40第1項)					
	(3) 勧告に従わない旨の公表 (第21条の5の28第2項、 第24条の19の2、第24条の 40第2項)					
	18~20 省略					

	(1) 報告の徴収及び立入検査 (第21条の5の26第1項、 第24条の19の2、第24条の 39第1項)					
	(2) 報告の徴収及び立入検査 に係る市町長からの要求の 受理(第24条の39第3項)					—
	(3) 勧告(第21条の5の27第 1項、第24条の19の2、第 24条の40第1項)					
	(4) 勧告に従わない旨の公表 (第21条の5の27第2項、 第24条の19の2、第24条の 40第2項)					
	(5) 措置命令(第21条の5の 27第3項、第24条の19の 2、第24条の40第3項)					—
18~20 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
健康増進課	1 省略					
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
健康増進課	1 省略					
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 指定病院の指定及び指定の 取消し(第19条の8、第19条 の9第1項、第2項)				—
		2 特定病院の認定(第21条第 4項、第33条第4項)				—
		3 精神障害者等の診察(第38 条の7第2項、第45条の2第 4項)				—
		4 医療保護入院に関するこ と。				
		(1) 入院措置の届出の受理 (第33条第7項)				—
		(2) 退院措置の届出の受理 (第33条の2)				—
		5 応急入院に関すること。				
		(1) 応急入院指定病院の指定 及び指定の取消し(第19条 の9第2項、第33条の7第 1項、第6項、第33条の 8)				—
(2) 入院措置の届出の受理 (第33条の7第5項)				—		









	2	省略							
	3	製菓衛生師名簿の訂正（製菓衛生師法施行令（以下この部において「政令」という。）第3条第1項）							—
	4	免許証の書換え交付（政令第5条第1項）							—
	5	免許証の再交付（政令第6条第1項）							—
	6	他都道府県で受けた免許の取消しの認定（政令第8条）				—			
18~26	省略								

		(4) 報告の徴収（政令第22条第1項）							—
		(5) 指示（政令第22条第2項）							—
		(6) 指定の取消し（政令第23条）				—			
	3	省略							
	4	免許の取消し（第8条）				—			
18~26	省略								

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障がい福祉課	1 省略					
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務					
	1 指定事務受託法人からの報告の徴収（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第3条の5）			—		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障がい福祉課	1 省略					
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1 自立支援給付対象サービス等（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）の関係者に対する報告の徴収（第11条第1項、第2項）				—
		2 指定事務受託法人に関すること。				
		(1) 指定（第11条の2第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下この部において「政令」という。）第3条の7第1項第1号）			—	
		(2) 届出の処理（政令第3条の4、第3条の7第1項第2号）				—
	(3) 報告の徴収（政令第3条の5）			—		

2 省略				
3 指定事業者等及び指定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。				
(1) 報告の徴収及び立入検査の厚生労働大臣等への要求（第51条の3第3項、第51条の32第3項）				
(2) 省略				
4 指定自立支援医療機関（更生医療に関するものに限る。）に関すること。				
(1)・(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
5 指定特定相談支援事業者の指定の取消し等が適当である旨の認定（第76条の3第7項）			—	

(4) 指定の取消し等（政令第3条の6第1項、第3条の7第1項第3号）			—	
3 省略				
4 指定事業者等及び指定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。				
(1) 報告の徴収及び立入検査の厚生労働大臣への要求（第51条の3第3項、第51条の32第3項）				
(2) 省略				
5 指定自立支援医療機関（更生医療に関するものに限る。）に関すること。				
(1)・(2) 省略				
(3) 変更並びに休止、廃止及び再開等の届出の受理（第64条、第69条第2号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条）				—
(4) 指定の辞退の申出の受理（第65条、第69条第3号）				—
(5) 報告の徴収等（第66条第1項）				—
(6) 自立支援医療費の支払差止め等（第66条第3項）			—	
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 措置命令（第67条第3項、第4項）			—	
(10) 指定の取消し等（第68条第1項、第69条第4号）			—	
6 自立支援医療費等の額の決定等（第73条第1項、第3項）				—
7 情報公表対象サービス等の利用に資する情報に関すること。				
(1) 報告の処理（第76条の3第1項、第2項、第8項）				—
(2) 調査（第76条の3第3項）				—
(3) 命令（第76条の3第4項、第5項）				—



													(4) 指定の取消し等(第51条 第4号、第51条の30第1項 第3号、第76条の3第6 項)	—					
													(5) 指定の取消し等が適当で ある旨の通知(第76条の3 第7項)					—	
	6 市町村障害福祉計画の作成 上の助言(第90条第1項)					—							8 市町村障害福祉計画に関す ること。						
													(1) 意見の通知(第88条第11 項)						—
													(2) 受理(第88条第12項)						—
													(3) 作成上の助言(第90条第 1項)	—					
	7 省略												9 省略						
	8 障害者介護給付費等に係る 審査請求に関すること。												10 障害者介護給付費等に係る 審査請求に関すること。						
													(1) 受理及び通知(第97条第 1項、第102条)	—					
	(1) 省略												(2) 省略						
	(2) 省略												(3) 省略						
													(4) 裁決	—					
	9 省略												11 省略						
3 省 略													3 省 略						
4 児 童福 祉法 の施 行に 関す る事 務	1 省略												4 児 童福 祉法 の施 行に 関す る事 務	1 省略					
	2 指定障害児事業者等、指定 障害児入所施設等及び指定障 害児相談支援事業者に係る業 務管理体制の整備に関するこ と。												2 指定障害児事業者等、指定 障害児入所施設等及び指定障 害児相談支援事業者に係る業 務管理体制の整備に関するこ と。						
	(1) 報告の徴収及び立入検査 の厚生労働大臣等への要求 (第21条の5の27第3項、 第24条の19の2)												(1) 報告の徴収及び立入検査 の厚生労働大臣 への要求 (第21条の5の27第3項、 第24条の19の2)						
	(2) 省略												(2) 省略						
	3 指定障害児相談支援事業者 の指定の取消し等が適当であ る旨の認定(第33条の18第7 項)											—	3 情報公表対象支援の利用に 資する情報に関すること。						
													(1) 指定の取消し等(第21条 の5の25第3号、第24条の 18第3号、第33条の18第6 項)	—					
													(2) 報告の処理(第33条の18 第1項、第2項、第8項)					—	
													(3) 調査(第33条の18第3 項)					—	

							(4) <u>命令(第33条の18第4項、第5項)</u>				—
							(5) <u>指定の取消し等が適当である旨の通知(第33条の18第7項)</u>				—
	4	市町村障害児福祉計画の作成上の助言(第33条の24第1項)				—	4 市町村障害児福祉計画に関する <u>こと。</u>				
							(1) <u>意見の通知(第33条の20第11項)</u>				—
							(2) <u>受理(第33条の20第12項)</u>				—
							(3) <u>作成上の助言(第33条の24第1項)</u>				—
	5	省略					5 省略				
	6	児童福祉施設に係る負担金の返還(児童福祉法施行令(以下この部において「政令」という。)第43条)				—	6 児童福祉施設に関する <u>こと。</u>				
							(1) <u>最低基準実施の監督(第46条)</u>				—
							(2) <u>補助金の返還命令(第56条の3)</u>				—
							(3) <u>負担金の返還(児童福祉法施行令(以下この部において「政令」という。)第43条)</u>				—
							(4) <u>実地検査(児童福祉法施行令第38条)</u>				—
	7	省略					7 省略				
	8	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る審査請求に関する <u>こと。</u>					8 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る審査請求に関する <u>こと。</u>				
							(1) <u>受理及び通知(第56条の5の5第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第102条)</u>				—
		(1) 省略					(2) 省略				
		(2) 省略					(3) 省略				
	9	指定事務受託法人からの報告の徴収(政令第44条の11)				—	9 指定事務受託法人に関する <u>こと。</u>				
							(1) <u>指定(第57条の3の4第1項、政令第44条の13第1項第1号)</u>				—
							(2) <u>届出の処理(政令第44条の10、第44条の13第1項第2号)</u>				—

		10 省略					
5 ~ 11 省略							

		(3) 報告の徴収（政令第44条の11）					
		(4) 指定の取消し等（政令第44条の12第1項、第44条の13第1項第3号）					
		10 省略					
5 ~ 11 省略							

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
長寿介護課	1 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
長寿介護課	1 省略						
	2 第35回全国健康福祉祭（ねりんピック）の開催準備に関すること。						
	(1) 特に重要なもの						
	(2) 重要なもの						
	(3) 軽易なもの						

10 省略					
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 省略					
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					
26 省略					

11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 省略					
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					
26 省略					
27 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
ねんりんピック健康福祉祭(ねんりんピック)	1 第35回全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催準備に関すること。				
	(1) 特に重要なもの	—			
	(2) 重要なもの		—		
	(3) 軽易なもの				—

室	ック					
	に					
	関す					
	る事					
	務					

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
国際 交流 課	1～7 省略				
	8 旅 券法 の施 行に 関す る事 務				
	1 省略				
	2 省略				
	3 一般旅券の交付（第8条第1項、第2項、第9条第3項、第10条第4項、第12条第3項、 <u>旅券法施行規則（以下この部において「省令」という。）</u> 第7条第3項、第5項）				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
国際 交流 課	1～7 省略				
	8 旅 券法 の施 行に 関す る事 務	1 一般旅券の発給の申請の受理（第3条第1項から第3項まで、 <u>旅券法施行規則（以下この部において「省令」という。）</u> 第2条第3項、第4項、第3条第1項、第2項）			—
	2 省略				
	3 省略				
	4 一般旅券の交付（第8条第1項、第3項、第9条第3項、第10条第4項、第12条第3項、 <u>省令</u>  <u>第7条第3項、第5項</u> ）				
	5 一般旅券への渡航先の追加の申請の受理（第3条第3項、第9条第1項、第3項、 <u>省令</u> 第2条第3項、第4項、第3条第1項、第2項）				—
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 一般旅券の発給をしない場合等の通知及び一般旅券の返納命令に係る書面の交付（第14条、第19条第4項）				—
	10 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理（第17条第1項から第3項まで、 <u>省令</u> 第2条第3項、第7条第3項、第5項、第14条第3項、第15条第3項）				—
	11 省略				
12 一般旅券の返納の受理（第19条第5項）				—	

	8 省略				
9 東 日本 大震 災の 被災 者に 係る 一般 旅券 の発 給の 特例 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 省略				
	2 震災特例旅券の交付（第3条第1項、旅券法第8条第1項、第2項、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則本則、旅券法施行規則第7条第3項、第5項）				

	13 省略				
9 東 日本 大震 災の 被災 者に 係る 一般 旅券 の発 給の 特例 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 省略				
	2 震災特例旅券の交付（第3条第1項、旅券法第8条第1項、第3項、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則本則、旅券法施行規則第7条第3項、第5項）				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
漁政課	1 省略				
	2 水産業協同組合の施行に関する事務	1 水産業協同組合の指導に関すること。			

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
漁政課	1 省略				
	2 水産業協同組合の施行に関する事務	1 水産業協同組合の指導に関すること。			
		(1) 水産業協同組合の定款の変更の認可（第48条第2項、第3項、第65条第1項、第86条第2項、第92条第3項）			—
		(2) 水産業協同組合の設立、解散の議決及び合併の認可並びに設立認可の取消し（第17条の15第5項、第63条第1項、第65条第1項、第66条の2、第68条第2項、第3項、第69条第2項、第3項、第86条第3項、第4項、第91条第2項、第3項、第92条第4項、第5項）		—	
	(3) 水産業協同組合の設立等に関する報告書の提出の要求（第48条第3項、第63条第2項、第68条第3項、第69			—	



						(13) <u>信用事業実施組合の地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可（第11条の5）</u>				—
						(14) <u>信用事業実施組合及び子会社等の同一人に対する信用供与等限度額等に係る特例の承認（第11条の11第1項ただし書、第2項）</u>				—
						(15) <u>信用事業実施組合又は共済事業実施組合による特定関係者等との取引等の承認（第11条の12ただし書）</u>				—
						(16) <u>信用事業実施組合、共済事業実施組合等による特定事業会社である国内の会社の議決権に係る特例の承認（信用事業令第34条第1項第11号）</u>				—
						(17) <u>信用事業実施組合又は共済事業実施組合による特定事業会社である国内の会社の基準議決権数超過取得の承認（第17条の15第2項ただし書）</u>				—
					(3) 省略	(18) 省略				
						(19) <u>信用事業の譲渡等の認可（第17条の15第5項、第54条の2第3項）</u>			—	
						(20) <u>信用事業の譲渡の届出の受理（第54条の2第7項）</u>				—
						(21) <u>水産業協同組合の漁業の経営の条件を欠く旨の届出の受理（第17条第4項）</u>				—
						(22) <u>漁業生産組合の清算結了の届出の受理（第85条の10）</u>				—
						(23) <u>水産業協同組合の不祥事件等に関する届出の受理（第126条の2第3号から第5号まで、第12号）</u>				—
						(24) <u>業務報告書等の受理（第58条の2第1項、第2項、水産業協同組合法施行規則（以下この部において「省令」という。）第225条第1項）</u>				—
						(25) <u>業務報告書等の提出及び縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認（省令第205条第7項、第225条第4項、信用事業令第49条第2項）</u>				—



	2 水産業協同組合の監督処分 に関すること。				
	(1) 報告の徴収(第122条第1 項、第2項_____ )				
	(2) 水産業協同組合の業務又は 会計の状況の検査(第123条 第1項から第5項まで____ ____)				
	(3) 省略				
	(4) 省略				
	3~11 省略				

	2 水産業協同組合の監督処分 に関すること。				
	(1) 報告の徴収(第122条第1 項、第2項、第127条第15 項、政令第30条第1項)				
	(2) 水産業協同組合の業務又は 会計の状況の検査(第123条 第1項から第5項まで、第 127条第15項、政令第30条第 1項)				
	(3) 水産業協同組合に対する監 督上必要な措置命令(第123 条の2第1項、第2項)		—		
	(4) 水産業協同組合の法令等の 違反に対する措置命令及び 認可の取消し(第124条、第 127条第15項、政令第30条第 1項)		—		
	(5) 主務大臣への報告(政令第 30条第3項、第5項)				—
	(6) 省略				
	(7) 省略				
	(8) 水産業協同組合の決議、選 挙、当選及び専用契約の取 消し(第51条の2第7項、 第52条第6項、第92条第3 項、第125条第1項、第2 項、第126条)		—		
	(9) 漁業生産組合の解散等につ いての裁判所への意見の陳 述(第85条の9第4項)				—
	(10) 県警察本部長の意見の聴取 (第127条の5)				—
(11) 県警察本部長からの意見の 受理(第127条の6)				—	
3~11 省略					

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
河川課	1~3 省略					
	4 ダムに 関する事	1 県管理ダム _____ に関するこ と。 (1) 維持管理に係る企画及び 調整		—		

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
河川課	1~3 省略					
	4 ダムに 関する事	1 ダムの維持管理に関するこ と。		—		

務	(2) 機能再生に係る企画及び調整	—					
	2 省略						
	3 直轄ダム_____に 関すること。						
	(1) 関係機関との連絡調整					—	
	(2) 建設等の促進	—					
	4 水源地域対策特別措置法の 施行に関すること。						
	(1) 水源地域の指定及び変更 の申出（第3条第1項、第 2項、第4項）	—					
	(2) 水源地域整備計画及び 同計画の変更案の作成（第 4条第1項、第5項）	—					
	5 河川総合開発に関するこ と。						
	(1) 河川総合開発計画の策定	—					
(2) 河川総合開発事業の実施	—						
5・6 省略							
7 総 合水 需給 対策 の総 合企 画、 総合 調整 及び 推進 に関 する 事務	1 総合水需給対策の総合企 画、総合調整及び推進に関す ること。						
	(1) 特に重要なもの	—					
	(2) 重要なもの		—				
(3) 軽易なもの						—	
8 湧 水対 策の 総合 企画 及び 総合 調整 に関 する 事務	1 湧水対策本部の設置	—					
	2 湧水対策庁内連絡会議の設 置					—	
	3 湧水対策に係る啓発に関す ること。						—
9 広 域的 な用	1 広域的な用水対策の調整に 関すること。	—					
務							
	2 省略						
	3 直轄ダムに係る連絡調整に 関すること。						—
5・6 省略							

水対策の調整に関する事務						
10 水循環に関する施策の推進に関する事務	1 水循環に関する計画等に関する <u>こと。</u>	—				
	2 水循環に関する啓発に関する <u>こと。</u>			—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
水資源対策課	1 総合水需給対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 総合水需給対策の総合企画、総合調整及び推進	—			
	2 節水型水利用の促進に関する事務	1 節水型水利用の調査及び推進	—			
		2 節水型水利用の促進のための市町等との連絡調整		—		
		3 節水型水利用の普及啓発				—
3 広域的な用水対策の調整に関する事務	1 広域的な用水対策の調整に関する <u>こと。</u>	—				

する 事務					
4 既 存水 源の 活用 方策 に関 する 事務	1 地下水の利用適正化対策及び保全対策	—			
	2 既存水源の活用方策に関する <u>こと。</u>		—		
	3 既存水源の利用状況調査に関する <u>こと。</u>				—
5 新 規水 源に 関す る事 務	1 新規水源に関する <u>こと。</u>		—		
6 山 鳥坂 ダム の建 設促 進に 関す る事 務	1 山鳥坂ダムの建設促進に関する <u>こと。</u>	—			
7 水 源地 域対 策特 別措 置法 の施 行に 関す る事 務	1 水源地域の指定及び変更の申出に関する <u>こと</u> （第3条第1項、第2項、第4項）。	—			
	2 水源地域整備計画及び同計画の変更案の作成に関する <u>こと</u> （第4条第1項、第2項、第5項）。		—		
8 河 川総 合開 発に 関す る事 務	1 河川総合開発計画の策定に関する <u>こと。</u>	—			
	2 河川総合開発事業の実施に関する <u>こと。</u>	—			
	3 水資源の調査に関する <u>こと。</u>			—	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁中一般  
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(建設部各課の所掌事務)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 建設企画課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 土木工事等の設計審査 _____ に関する こと。</p> <p>(6)~(8) 省略</p> <p>4~10 省略</p> <p>(土木事務所各課の所掌事務)</p> <p><b>第8条</b> 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課 の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>建設企画課</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 土木工事等の設計審査 _____ に関する こと。</p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2~20 省略</p> <p><u>21 企画調整幹 _____ は、上司の命を受け、工事の技術面の企画 及び総合調整並びに工事の設計審査 _____ に関する事務を処理 する。</u></p> <p><u>22 企画工事検査専門員 _____ は、上司の命を受け、工事の技術面の企画 及び総合調整並びに工事の設計審査及び検査に関する事務を処理 する。</u></p> <p><u>23 省略</u></p> <p><u>24 省略</u></p> <p><u>25 省略</u></p> <p><u>26 省略</u></p> <p><u>27 省略</u></p> <p><u>28 省略</u></p> <p><u>29 省略</u></p> <p><u>30 省略</u></p> <p><u>31 省略</u></p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 地方局長に委任する事務のうち、各部共通のものは、別に 定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員及び非常勤職員の任免等</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>削除</u></p>	<p>(建設部各課の所掌事務)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 建設企画課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 土木工事等の設計審査 <u>及び検査並びに成績評定</u>に関する こと。</p> <p>(6)~(8) 省略</p> <p>4~10 省略</p> <p>(土木事務所各課の所掌事務)</p> <p><b>第8条</b> 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課 の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>建設企画課</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 土木工事等の設計審査 <u>及び検査並びに成績評定</u>に関する こと。</p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2~20 省略</p> <p><u>21 工事検査専門員は、上司の命を受け、工事の設計審査及び検査 に関する事務を処理する。</u></p> <p><u>22 企画工事検査専門員 _____ は、上司の命を受け、工事の技術面の企画 及び総合調整並びに工事の設計審査及び検査に関する事務を処理 する。</u></p> <p><u>23 省略</u></p> <p><u>24 省略</u></p> <p><u>25 省略</u></p> <p><u>26 省略</u></p> <p><u>27 省略</u></p> <p><u>28 省略</u></p> <p><u>29 省略</u></p> <p><u>30 省略</u></p> <p><u>31 省略</u></p> <p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 地方局長に委任する事務のうち、各部共通のものは、別に 定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>22条職員 _____ 及び非常勤職員の任免 _____</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>日々雇用職員の雇用承認</u>に関する<u>こと</u>。</p>

(3)・(4) 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 毒物及び劇物取締法第18条第1項の規定に基づく毒物劇物監視員の指定に関すること（保健所に属する職員を指定する場合に係るものに限る。）。

(12)～(14)の2 省略

(15) 覚醒剤取締法第33条第1項の規定に基づく覚醒剤監視員の指定に関すること（保健所に属する職員を指定する場合に係るものに限る。）。

(16)～(18)の11の7 省略

(18)の12 社会福祉法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設（同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。）を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の13～(18)の32 省略

(18)の32の2 社会福祉法第68条の2の規定に基づく社会福祉住居施設の設置の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。）。

(18)の32の3 社会福祉法第68条の3の規定に基づく社会福祉住居施設の変更の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。）。

(18)の32の4 社会福祉法第68条の4の規定に基づく社会福祉住居施設の廃止の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。）。

(18)の33 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19)～(19)の4 省略

(19)の4の2 愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「無料低額宿泊所条例」という。）第8条第2項の規定に基づく無料低額宿泊所の運営規程の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。）。

(19)の4の3 無料低額宿泊所条例第15条第3項の規定に基づく無料低額宿泊所を継続して利用する必要性についての協議に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。）。

(3)・(4) 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 毒物及び劇物取締法第17条第2項の規定に基づく毒物劇物監視員の指定に関すること \_\_\_\_\_。

(12)～(14)の2 省略

(15) 覚せい剤取締法第33条第1項の規定に基づく覚せい剤監視員の指定に関すること \_\_\_\_\_。

(16)～(18)の11の7 省略

(18)の12 社会福祉法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設（同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設 \_\_\_\_\_ 及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。）を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の13～(18)の32 省略

(18)の33 社会福祉法第69条の規定に基づく国及び県以外の者の \_\_\_\_\_ 第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法第15条第5項の規定により設置される老人福祉センターその他社会福祉法以外の法律の規定により行うことができる事業又は設置される施設に係るものを除く。）を除く。）。

(19)～(19)の4 省略

(19)の4の4 無料低額宿泊所条例第31条第4項の規定に基づく無料低額宿泊所に対する報告の求めに関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。）。

(19)の4の5 愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第6条第10号の規定に基づく無料低額宿泊所の金銭等の管理規程の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。）。

(19)の5～(20)の28 省略

(20)の28の2 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第51条の3第3項及び第51条の32第3項の規定に基づく中核市の市長からの業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限の行使の要求の受理に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除き、中予地方局に限る。）。

(20)の28の3 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者総合支援法第51条の3第4項及び第51条の32第4項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する報告の徴収等の権限を行使した旨の中核市の市長への結果の通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除き、中予地方局に限る。）。

(20)の29～(77) 省略

(77)の2 健康増進法第38条第2項並びに健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第2条第6項及び第3条第4項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

(78)～(88) 省略

(88)の2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第8条の2の規定に基づく死亡等の届出の受理に関すること。

(89)～(101) 省略

4 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(1)の2 削除

(1)の3～(77) 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に係る次に掲げる事項に関すること。

ア 1件の支払金額が500万円未滿の工事の既成部分検査

イ 省略

(19)の5～(20)の28 省略

(20)の29～(77) 省略

(77)の2 健康増進法第25条の9第2項

の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

(78)～(88) 省略

(89)～(101) 省略

4 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(1)の2 建設業法施行規則第6条、第11条、第19条の6第2項、第20条第5項及び第21条の2第3項に基づく経由に関すること（中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する建設業者に係るものを含む。）。

(1)の3～(77) 省略

6 地方局長は、1件の設計金額が5,000万円以上の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円以上の既成部分検査について、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に係る次に掲げる事項に関すること。

ア 1件の支払金額が5,000万円未滿の工事の既成部分検査

イ 省略

(12)～(27)の5 省略

(28) 漁港施設の1件の設計金額が500万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が500万円未満の工事の既成部分検査に関する事。

(29) 水産振興施設設置事業(建築構造物に係るものを除く。)の1件の設計金額が500万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が500万円未満の工事の既成部分検査に関する事。

(30)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の8 省略

(2)の9 1件の設計金額が500万円未満の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が500万円未満の既成部分検査に関する事。

(2)の10～(26)の16 省略

2～4 省略

(12)～(27)の5 省略

(28) 漁港施設の1件の設計金額が5,000万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が5,000万円未満の工事の既成部分検査に関する事。

(29) 水産振興施設設置事業(建築構造物に係るものを除く。)の1件の設計金額が5,000万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が5,000万円未満の工事の既成部分検査に関する事。

(30)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の8 省略

(2)の9 1件の設計金額が5,000万円未満の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円未満の既成部分検査に関する事。

(2)の10～(26)の16 省略

2～4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長(税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。)、復興監、総務県民室長、東予地方局防災対策室長、南予地方局防災対策室長、福祉室長、商工観光室長、地域農業育成室長、産地戦略推進室長若しくは企画調整室長(第5条及び別表第1の4の部1の項(1)ウにおいて「室長」という。)又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐、中予地方局防災対策室長、地域政策班長(担当事務に限る。)、納税室長、納税班長(担当事務に限る。)若しくは検査室長(以下「主幹等」という。)が、常時、局長(土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(決裁事項)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第9までに掲げられていないものの決裁については、局長が定める。た</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長(税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。)、復興監、総務県民室長、東予地方局防災対策室長、南予地方局防災対策室長、福祉室長、商工観光室長、地域農業育成室長、産地戦略推進室長若しくは企画検査室長(第5条及び別表第1の4の部1の項(1)ウにおいて「室長」という。)又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐、中予地方局防災対策室長、地域政策班長(担当事務に限る。)、納税室長、納税班長(担当事務に限る。)若しくは検査室長(以下「主幹等」という。)が、常時、局長(土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(決裁事項)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第9までに掲げられていないものの決裁については、局長が定める。</p>



し、その内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げる事項から類推して専決することができる。

3 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分			
		局長	専決者		
			部長	課長	主幹
1～3 省略					
4 人事 管理に 関する 事務	1 職員及び管内の地方局に属する機関の職員（以下「所属職員」という。）の身分及び服務に関すること。				
	(1)～(4) 省略				
	(5) 事務補助職員の任免等				
	(6) 臨時補助員の任免等				
	(7) 特定業務職員及び非常勤職員の任免等に関すること。				
	ア・イ 省略				
	2・3 省略				
5・6 省略					
7 指導 監督に 関する 事務	1 許可、認可、免許、登録、指定等の処分に関すること。				
	(1) 重要なもの	—			
	(2) 軽易なもの			—	
	2 資格、権利、地域、計画等の認定、確認その他の確認行為に関すること。				
	(1) 重要なもの	—			
	(2) 軽易なもの			—	
	3 検査、調査、指示、勧告、報告の徴収その他の監督権限の行使に関すること。				
(1) 重要なもの	—				
(2) 軽易なもの			—		
8 省略					
9 省略					
10 省略					
11 省略					
12 省略					

3 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分			
		局長	専決者		
			部長	課長	主幹
1～3 省略					
4 人事 管理に 関する 事務	1 職員及び管内の地方局に属する機関の職員（以下「所属職員」という。）の身分及び服務に関すること。				
	(1)～(4) 省略				
	(5) 臨時職員（第22条）の任免及び日々雇用職員（長期）の雇用承認				
	(6) 局内各課室の日々雇用職員（短期）の雇用承認				
	(7) _____非常勤職員の任免_に関すること。				
	ア・イ 省略				
	2・3 省略				
5・6 省略					
7 省略					
8 省略					
9 省略					
10 省略					
11 省略					

- 備考 1 出納室におけるこの表2の部1の項から4の項まで、3の部1の項から5の項まで及び7の項並びに9の部7の項<sup>(1)</sup>の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「出納室長」とする。
- 2 省略
- 3 この表4の部1の項<sup>(6)</sup>（臨時補助員の任免に係るものに限る。）の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総務県民課長」とする。
- 4 総務県民室又は税務室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
- (1)～(4) 省略
- (5) 7の部1の項<sup>(2)</sup>、2の項<sup>(2)</sup>及び3の項<sup>(2)</sup>
- (6) 9の部3の項<sup>(3)</sup>、6の項<sup>(1)</sup>及び7の項<sup>(2)</sup>
- 5 防災対策室（中予地方局を除く。）                    、商工観光室、支局商工観光室、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画調整室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
- (1)～(4) 省略
- (5) 7の部1の項<sup>(2)</sup>、2の項<sup>(2)</sup>及び3の項<sup>(2)</sup>
- (6) 11の部1の項<sup>(3)ア</sup>
- 6 福祉室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
- (1) 1の部6の項<sup>(1)</sup>、9の項<sup>(1)</sup>、10の項及び11の項
- (2) 4の部1の項<sup>(1)オ</sup>及び<sup>(6)</sup>並びに2の項
- (3) 5の部3の項<sup>(1)</sup>
- (4) 6の部1の項<sup>(1)</sup>
- (5) 7の部1の項<sup>(2)</sup>、2の項<sup>(2)</sup>及び3の項<sup>(2)</sup>
- (6) 9の部3の項<sup>(3)</sup>
- (7) 11の部1の項<sup>(3)ア</sup>
- 7 商工観光室（中予地方局を除く。）又は支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業育成室長」とする。
- (1) 9の部1の項<sup>(3)</sup>
- (2) 9の部3の項<sup>(3)</sup>
- (3) 9の部6の項<sup>(1)</sup>
- (4) 9の部7の項<sup>(2)</sup>
- 8 課長補佐、地域政策班長又は納税班長の担当事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長補佐」又は「班長」とし、主幹を置かない課又は室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。
- (1)～(3) 省略
- (4) 11の部1の項<sup>(3)イ</sup>
- (5) 12の部3の項

- 備考 1 出納室におけるこの表2の部1の項から4の項まで、3の部1の項から5の項まで及び7の項並びに8の部7の項<sup>(1)</sup>の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「出納室長」とする。
- 2 省略
- 3 総務県民室又は税務室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
- (1)～(4) 省略
- (5) 8の部3の項<sup>(3)</sup>、6の項<sup>(1)</sup>及び7の項<sup>(2)</sup>
- 4 防災対策室（中予地方局を除く。）福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画検査室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
- (1)～(4) 省略
- (5) 10の部1の項<sup>(3)ア</sup>
- 5 商工観光室（中予地方局を除く。）又は支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業育成室長」とする。
- (1) 8の部1の項<sup>(3)</sup>
- (2) 8の部3の項<sup>(3)</sup>
- (3) 8の部6の項<sup>(1)</sup>
- (4) 8の部7の項<sup>(2)</sup>
- 6 課長補佐、地域政策班長又は納税班長の担当事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長補佐」又は「班長」とし、主幹を置かない課又は室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。
- (1)～(3) 省略
- (4) 10の部1の項<sup>(3)イ</sup>
- (5) 11の部3の項

9 中予地方局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「産業振興課主幹」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「支局地域農業育成室主幹」とし、主幹を置かない課又は室（中予地方局商工観光室及び支局産地戦略推進室を除く。）に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

- (1) 9の部1の項(4)
- (2) 9の部2の項(2)
- (3) 9の部4の項(2)、(4)、(6)、(8)及び(9)
- (4) 9の部5の項
- (5) 9の部6の項(2)

10 支局長の専決処理すべき事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 9の部3の項(2)及び7の項(1)

11 復興監の担当事務に係るこの表1の部6の項及び9の項、11の部1の項(3)並びに12の部3の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」又は「主幹」とあるのは、「復興監」とする。

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域政策課	1～5 省略				
	6 広報、広聴その他情報に関する事務	1・2 省略			
		3 県民世論調査に関すること。		—	
7～11 省略					

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

7 中予地方局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「産業振興課主幹」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「支局地域農業育成室主幹」とし、主幹を置かない課又は室（中予地方局商工観光室及び支局産地戦略推進室を除く。）に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

- (1) 8の部1の項(4)
- (2) 8の部2の項(2)
- (3) 8の部4の項(2)、(4)、(6)、(8)及び(9)
- (4) 8の部5の項
- (5) 8の部6の項(2)

8 支局長の専決処理すべき事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 8の部3の項(2)及び7の項(1)

9 復興監の担当事務に係るこの表1の部6の項及び9の項、10の部1の項(3)並びに11の部3の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」又は「主幹」とあるのは、「復興監」とする。

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域政策課	1～5 省略				
	6 広報、広聴その他情報に関する事務	1・2 省略			
		3 県民世論調査に関すること。		—	
7～11 省略	4 県政モニターに関すること。		—		

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
企画課	1～9 省略				
	10 毒物及び劇物取締法の施行に関する事務	1 毒物劇物監視員の指定（第18条第1項）			
	11～14 省略				
	15 覚醒剤取締法の施行に関する事務	1 覚醒剤監視員の指定（第33条）			
	16～19 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 省略				
		(3) 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
企画課	1～9 省略				
	10 毒物及び劇物取締法の施行に関する事務	1 毒物劇物監視員の指定（第17条第2項）			
	11～14 省略				
	15 覚せい剤取締法の施行に関する事務	1 覚せい剤監視員の指定（第33条）			
	16～19 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 評議員会の招集の許可（第45条の9第5項）				
		(3) 省略				
		(4) 定款変更の届出の受理（第45条の36第4項）				
		(5) 省略				
		(6) 解散の届出の受理（第46条第3項）				
(7) 清算人の届出の受理（第46条の6第4項、第5項）						

(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
2 社会福祉事業に関する こと。				

(8) 清算終了の届出の受理(第47条の5)					-
(9) 合併の認可(第50条第3項、第54条の6第2項)	-				
(10) 省略					
(11) 省略					
(12) 省略					
(13) 社会福祉充実計画の変更の承認(第55条の3第1項)					-
(14) 社会福祉充実計画の変更の届出の受理(第55条の3第2項)					-
(15) 省略					
(16) 報告の徴収及び立入検査(第56条第1項)					-
(17) 省略					
(18) 省略					
(19) 勧告に従わない旨の公表(第56条第5項)					-
(20) 勧告に係る措置の命令(第56条第6項)	-				
(21) 業務の停止命令及び役員了解職勧告(第56条第7項)	-				
(22) 公益事業又は収益事業の停止命令(第57条)	-				
(23) 省略					
(24) 省略					
(25) 省略					
(26) 省略					
2 社会福祉事業に関する こと。					
(1) 社会福祉施設の設置及び変更の届出の受理(第62条第1項、第63条第1項)	-				
(2) 社会福祉施設の設置及び変更の許可(第62条第2項、第63条第2項)	-				
(3) 第一種社会福祉事業の廃止の届出の受理(第64条)					-
(4) 施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始の届出の受理(第67条第1項)	-				
(5) 施設を必要としない第一種社会福祉事業の経営の許可(第67条第2項)	-				
(6) 施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更及び廃止の届出の受理(第68条)	-				

		(1) 省略			
		(2) 無料低額宿泊所を継続して利用する必要性についての協議(愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条第3項)			○
2 ~ 31	省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長
健康増進課	1・2 省略			
	3 健康増進法の施行に関する事務	1 ~ 3 省略 4 身分を示す証明書の交付(第38条第2項、健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第2条第6項、第3条第4項)		
	4 ~ 6 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長
環境保全課	1 ~ 16 省略			
	17 愛媛県土砂等の埋立て等			
	17 愛媛県土砂等の埋立て等			

		(7) 第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理(第69条)			—
		(8) 社会福祉事業経営者に対する調査等(第70条)			—
		(9) 改善命令(第71条)	—		
		(10) 許可の取消し等(第72条)	—		
		(11) 省略			
2 ~ 31	省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長
健康増進課	1・2 省略			
	3 健康増進法の施行に関する事務	1 ~ 3 省略 4 身分を示す証明書の交付(第25条の9第2項 ____) ____)		
	4 ~ 6 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長
環境保全課	1 ~ 16 省略			
	17 愛媛県土砂等の埋立て等	1 土砂基準に適合しない場合の情報提供及び措置命令(第7条第2項)	—	
	17 愛媛県土砂等の埋立て等	2 水質基準に適合しない場合の措置命令(第7条第3項)	—	
17 愛媛県土砂等の埋立て等	3 災害防止のための措置命令(第8条第2項)	—		

る土 壤の 汚染 及び 災害 の発 生の 防止 に関 する 条例 の施 行に 関す る事 務	1 特定事業に関すること。			
	(1) 省略			
	(2) 省略			
	2 省略			
	3 省略			

る土 壤の 汚染 及び 災害 の発 生の 防止 に関 する 条例 の施 行に 関す る事 務	4 特定事業に関すること。			
	(1) 省略			
	(2) 市町長の意見の聴取（第11条、第14条第4項）			—
	(3) 省略			
	(4) 変更の届出の受理（第14条第3項）			—
	(5) 土砂等の搬入の届出の受理（第15条）			—
	(6) 土砂等の量の報告の受理（第16条）			—
	(7) 水質検査等の結果報告の受理（第17条第3項）			—
	(8) 土砂基準等に適合しない旨の報告の受理（第17条第4項）			—
	(9) 完了の届出の受理（第20条第1項）			—
	(10) 完了の届出に係る結果の通知（第20条第2項）			—
	(11) 廃止等の届出の受理（第21条第2項）			—
	(12) 廃止の届出に係る結果の通知（第21条第4項）			—
	(13) 地位の承継の届出の受理（第22条第2項）			—
	(14) 許可の取消し又は停止命令（第23条第1項）			—
(15) 措置命令（第24条）			—	
5 省略				
6 省略				

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
農 村 整 備 課	1 省 略				
	2 土 地改 良事 業に 関す る事 業	1～4 省略 5 1件の設計金額が500万円未 満の工事の完成検査又は1 回の支払金額が500万円未 満の既成部分の検査に関する こと。			—

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
農 村 整 備 課	1 省 略				
	2 土 地改 良事 業に 関す る事 業	1～4 省略 5 1件の設計金額が5,000万円未 満の工事の完成検査又は1 回の支払金額が5,000万円未 満の既成部分の検査に関する こと。			
	(1) 完成検査及び1回の支払 金額が1,500万円以上の既成 部分の検査			—	

		6 ~ 12 省略			
3 ~ 9 省略					

備考 1・2 省略

3 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表2の部1の項(3)、3の項(3)、5の項及び6の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
企画調整室	1 ~ 3 省略				

備考 1 東予地方局今治支局又は南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部2の項、2の部及び3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「企画調整室」とあるのはそれぞれ「農村整備課」又は「農村整備第一課」とし、同表決裁区分の欄中「室長」とあるのは「課長」として、同表の規定を適用する。

2 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「企画調整室」とあるのは「農村整備課」とし、同表決裁区分の欄中「室長」とあるのは「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森林林業課	1 ~ 3 省略				
	4 治山・林道事業に関する事務	1 ~ 3 省略			
		4 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に関する事。			
		(1) 1件の支払金額が500万円未満の工事の既成部分検査			

		(2) 1件の支払金額が1,500万円未満の既成部分の検査			
		6 ~ 12 省略			
3 ~ 9 省略					

備考 1・2 省略

3 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表2の部1の項(3)、3の項(3)、5の項(2)及び6の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
企画検査室	1 ~ 3 省略				

備考 1 東予地方局今治支局又は南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部2の項、2の部及び3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「企画検査室」とあるのはそれぞれ「農村整備課」又は「農村整備第一課」とし、同表決裁区分の欄中「室長」とあるのは「課長」として、同表の規定を適用する。

2 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「企画検査室」とあるのは「農村整備課」とし、同表決裁区分の欄中「室長」とあるのは「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
森林林業課	1 ~ 3 省略				
	4 治山・林道事業に関する事務	1 ~ 3 省略			
		4 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に関する事。			
		(1) 1件の支払金額が1,500万円以上5,000万円未満の工事の既成部分検査			
		(2) 1件の支払金額が1,500万円未満の工事の既成部分検査			



	(2) 省略				
	5 ~ 9 省略				
5 ~ 20 省略					

備考 1 省略

2 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表4の部1の項(3)、2の項(3)、4の項(1)及び(2)、5の項(3)、6の項から8の項まで並びに9の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
水産課	1 ~ 9 省略				
	10 漁港漁場整備に関する事務	1 ~ 3 省略			
		4 漁港施設の1件の設計金額が500万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が500万円未満の工事の既成部分検査に関すること。			○
		5 水産振興施設設置事業(建造構造物に係るものを除く。)の1件の設計金額が500万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が500万円未満の工事の既成部分検査に関すること。			○
11 ~ 15 省略					

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建設企画課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1・2 省略			
		3 1件の設計金額が500万円未満の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が500万円未満の既成部分検査に関すること。			—

	(3) 省略				
	5 ~ 9 省略				
5 ~ 20 省略					

備考 1 省略

2 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表4の部1の項(3)、2の項(3)、4の項(2)及び(3)、5の項(3)、6の項から8の項まで並びに9の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
水産課	1 ~ 9 省略				
	10 漁港漁場整備に関する事務	1 ~ 3 省略			
		4 漁港施設の1件の設計金額が5,000万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が5,000万円未満の工事の既成部分検査に関すること。			—
		5 水産振興施設設置事業(建造構造物に係るものを除く。)の1件の設計金額が5,000万円未満の工事の完成検査(別に指定するものを除く。)及び1回の支払金額が5,000万円未満の工事の既成部分検査に関すること。			—
11 ~ 15 省略					

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建設企画課	1 一般土木工事の執行に関する事務	1・2 省略			
		3 1件の設計金額が5,000万円未満の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円未満の既成部分検査に関すること。			—

2・3 省略				
-----------	--	--	--	--

備考 省略

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		所長	専決者	
			課長	主幹
1～6 省略				
7 指導監督に関する事務	1 許可、認可、免許、登録、指定等の処分に関する <u>こと。</u>			
	(1) 重要なもの	—		
	(2) 軽易なもの		—	
	2 資格、権利、地域、計画等の認定、確認その他の <u>確認行為に関すること。</u>			
	(1) 重要なもの	—		
	(2) 軽易なもの		—	
3 検査、調査、指示、勧告、報告の徴収その他の監督権限の行使に関する <u>こと。</u>				
	(1) 重要なもの	—		
	(2) 軽易なもの		—	
8 省略				
9 省略				

- 備考 1 省略  
 2 ダム管理事務所長の権限に関する事務に係るこの表8の部1の項の適用については、同表事項の欄中「補償（漁業補償を含む。）」とあるのは、「補償」とする。  
 3 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
建設課	1 一般土木工事の執行	1・2 省略		
		3 1件の設計金額が500万円未滿の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が500万円未滿の既成部分検査に関する <u>こと。</u>		

2・3 省略				
-----------	--	--	--	--

備考 省略

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		所長	専決者	
			課長	主幹
1～6 省略				
7 指導監督に関する事務	1 許可、認可、免許、登録、指定等の処分に関する <u>こと。</u>			
	(1) 重要なもの	—		
	(2) 軽易なもの		—	
	2 資格、権利、地域、計画等の認定、確認その他の <u>確認行為に関すること。</u>			
	(1) 重要なもの	—		
	(2) 軽易なもの		—	
3 検査、調査、指示、勧告、報告の徴収その他の監督権限の行使に関する <u>こと。</u>				
	(1) 重要なもの	—		
	(2) 軽易なもの		—	
7 省略				
8 省略				

- 備考 1 省略  
 2 ダム管理事務所長の権限に関する事務に係るこの表7の部1の項の適用については、同表事項の欄中「補償（漁業補償を含む。）」とあるのは、「補償」とする。  
 3 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				課長
建設課	1 一般土木工事の執行	1・2 省略		
		3 1件の設計金額が5,000万円未滿の請負工事の完成検査又は1回の支払金額が5,000万円未滿の既成部分検査に関する <u>こと。</u>		

に 関 する 事 務			
	2・3 省略		
備考 省略			

に 関 する 事 務			
	2・3 省略		
備考 省略			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、<u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)に関すること。</p> <p>(16)~(23) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、<u>覚醒剤取締法</u>、あへん法、毒物及び劇物取締法及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例に関すること。</p> <p>(15)~(22) 省略</p> <p>省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表企画課の表9の部に掲げる<u>覚醒剤取締法</u>の施行に関する</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(14) 省略</p> <p>(15) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、<u>覚せい剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)に関すること。</p> <p>(16)~(23) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(13) 省略</p> <p>(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、<u>覚せい剤取締法</u>、あへん法、毒物及び劇物取締法及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例に関すること。</p> <p>(15)~(22) 省略</p> <p>省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表企画課の表9の部に掲げる<u>覚せい剤取締法</u>の施行に関する</p>

る事務

(4)～(13) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
企画課	1～7 省略				
	8 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の施行に関する事務	1 毒物又は劇物の販売業に関する こと。 (1) 省略			
		(2) 登録の更新(第4条第3項、 政令第33条)			
		(3) 登録簿の備付け(政令第36条 の3 )			
		(4)～(14) 省略			
		(15) 登録票の返納の受理(政令第 36条第3項、第36条の2第1 項)			
		(16) 省略			
		(17) 報告の徴収及び立入検査等 (第18条第1項)			
	2 毒物又は劇物の業務上取扱者に関する こと。 (1)～(8) 省略				
		(9) 報告の徴収及び立入検査等 (第18条第1項、第22条第4 項、第5項)			
3 毒物又は劇物の製造業又は輸入 業及び特定毒物研究者に関するこ と。 (1) 報告の徴収及び立入検査等 (第18条第1項 )					
9 省 略					
10 覚 醒 剤 取 締 法 (昭 和 26 年 法 律 第 252 号)	1 覚醒剤原料の廃棄等の届出の処 理(第30条の13、第30条の14第2 項、第3項)				
	2・3 省略				

る事務

(4)～(13) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
企画課	1～7 省略				
	8 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の施行に関する事務	1 毒物又は劇物の販売業に関する こと。 (1) 省略			
		(2) 登録の更新(第4条第4項、 政令第33条)			
		(3) 登録簿の備付け(政令第36条 の3第1項)			
		(4)～(14) 省略			
		(15) 登録票の返納の受理(政令 第36条の2第1 項)			
		(16) 省略			
		(17) 報告の徴収及び立入検査等 (第17条第2項)			
	2 毒物又は劇物の業務上取扱者に関する こと。 (1)～(8) 省略				
		(9) 報告の徴収及び立入検査等 (第17条第2項、第22条第4 項、第5項)			
3 毒物又は劇物の製造業又は輸入 業及び特定毒物研究者に関するこ と。 (1) 報告の徴収及び立入検査等 (第17条第1項、第2項、第23 条の3、政令第36条の7第1 項)					
9 省 略					
10 覚 せい 剤 取 締 法 (昭 和 26 年 法 律 第 252 号)	1 覚せい剤原料の廃棄の届出の処 理(第30条の13 )				
	2・3 省略				

の施行に関する事務				
11～21 省略				

の施行に関する事務				
11～21 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1～4 省略			
	5 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 受動喫煙防止に関すること。 (1) 喫煙中止命令及び退出命令（第29条第2項） (2) 指導及び助言（第31条） (3) 措置又は喫煙専用室等の使用の停止の勧告（第32条第1項、第34条第1項、第36条第1項、第2項） (4) 勧告に従わない旨の公表（第32条第2項、第34条第2項、第36条第3項） (5) 勧告に係る措置命令（第32条第3項、第34条第3項、第36条第4項） (6) 報告の徴収及び立入検査（第38条第1項、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第2条第5項、第3条第3項） (7) 喫煙可能室の設置に係る届出の受理（健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第2条第6項から第8項まで）		
		6・7 省略		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1～4 省略			
	5 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 受動喫煙防止に関すること。 (1) 喫煙中止命令及び退出命令（第25条の5第2項） (2) 指導及び助言（第25条の7） (3) 措置____の勧告（第25条の8第1項____） (4) 勧告に従わない旨の公表（第25条の8第2項____） (5) 勧告に係る措置命令（第25条の8第3項____） (6) 報告の徴収及び立入検査（第25条の9第1項____） (7) 喫煙可能室の設置に係る届出の受理（健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第6条____）		
		6・7 省略		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～6 省略			
	7 浄化槽法（昭	1 浄化槽の設置に関すること。 (1)～(3) 省略 (4) 休止又は再開の届出の受理（第11条の2）		—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～6 省略			
	7 浄化槽法（昭	1 浄化槽の設置に関すること。 (1)～(3) 省略		

和58 年法 律第 43 号) の施 行に 関す る事 務	(5) 廃止の届出の受理(第11条の3)			和58 年法 律第 43 号) の施 行に 関す る事 務	(4) 廃止の届出の受理(第11条の2)		
	(6) 設置計画に関する協議及び同意 (第12条の5第4項、第5項)		—				
	2 省略				2 省略		
	3 浄化槽管理者等に関する事 務				3 浄化槽管理者等に関する事 務		
	(1)~(6) 省略				(1)~(6) 省略		
	(7) 特定既存単独処理浄化槽につい ての助言又は指導(附則第11条第1 項)		—				
	(8) 特定既存単独処理浄化槽につい ての勧告(附則第11条第2項)		—				
	(9) 特定既存単独処理浄化槽につい ての措置命令(附則第11条第3項)		—				
4・5 省略			4・5 省略				
8~10 省略			8~10 省略				
11 フ ロン 類の 使用 の合 理化 及び 管理 の適 正化 に関 する 法律 (平 成13 年法 律第 64 号) の施 行に 関す る事 務	1 第一種フロン類充填回収業者等に 関すること。			11 フ ロン 類の 使用 の合 理化 及び 管理 の適 正化 に関 する 法律 (平 成13 年法 律第 64 号) の施 行に 関す る事 務	1 第一種フロン類充填回収業者等に 関すること。		
	(1)・(2) 省略				(1)・(2) 省略		
	(3) 勧告(第49条第1項から第7項ま で)				(3) 勧告(第49条第1項から第6項ま で)		
	(4) 措置命令(第49条第8項)				(4) 措置命令(第49条第7項)		
	(5) 引取証明書の写しの交付を要しな い場合等の認定(フロン類の使用の 合理化及び管理の適正化に関する法 律施行規則(平成26年経済産業省・ 環境省令第7号)第48条の3第1項 第3号、第48条の6第3号)		—				
2 省略			2 省略				
12~17 省略			12~17 省略				
備考 省略			備考 省略				

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 課及びセンター並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>環境研究課</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>2 環境研究課の分掌事務は、前項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 気候変動適応の研究等に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物処理に係る監視、調査及び試験研究に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び再利用に係る資料の収集及び整理に関すること。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～13 省略</p> <p>14 担当係長、主任研究員及び研究員は、上司の命を受け、試験、研究、調査その他必要な業務に従事する。</p> <p>15・16 省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 課及びセンター並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>環境研究課</p> <p>省略</p> <p><u>資源環境科</u></p> <p>(1) <u>資源リサイクルに係る試験研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物処理に係る監視、調査及び試験研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>廃棄物の処理及び再利用に係る資料の収集及び整理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>環境科学に係る調査研究の総括に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u></p> <p>省略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～13 省略</p> <p>14 _____主任研究員及び研究員は、上司の命を受け、試験、研究、調査その他必要な業務に従事する。</p> <p>15・16 省略</p>

(地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部改正)

**第3条** 地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領(昭和30年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の収納)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>(収入証紙貼付済証印)</p> <p><b>第3条</b> 前条 _____の規定により収入証紙の貼付 _____があつたときは、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第4条に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(申請の却下)</p> <p><b>第5条</b> 前条の規定により補正を命じても、申請者が、なおその欠陥を補正しないとき、又は所定の _____収入証紙を貼付しない _____ときは、申請を却下するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(申請書類の審査)</p> <p><b>第6条</b> 申請書類は、次の各号に例示するところにより審査し、なるべく実地について、その実体を確認しなければならない。</p>	<p>(手数料の収納)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p><u>2 法第5条の規定により、国土交通大臣に対する許可の申請があつた場合は、許可申請書等の正本に所定の登録免許税領収証書又は収入印紙をちよう付させなければならない。</u></p> <p>(収入証紙ちよう付済証印)</p> <p><b>第3条</b> 前条第1項の規定により収入証紙のちよう付があつたときは、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第4条に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(申請の却下)</p> <p><b>第5条</b> 前条の規定により補正を命じても、申請者が、なおその欠陥を補正しないとき、又は所定の <u>登録免許税領収証書、収入印紙又は収入証紙をちよう付しない</u>ときは、申請を却下するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(申請書類の審査)</p> <p><b>第6条</b> 申請書類は、次の各号に例示するところにより審査し、なるべく実地について、その実体を確認しなければならない。</p>

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第5条第2号の営業所については、 _____ その所在及び実況を確認すること。</p> <p>(3)～(5) 省略 (申請書の保管)</p> <p><b>第9条</b> 第2条 _____ の規定により収入証紙を貼付した _____ 申請書は、地方局長が保管しなければならない。 (報告)</p> <p><b>第11条</b> 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、直ちに土木部長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 法第29条第1項第1号又は第2号の2から第6号までのいずれかに該当する建設業者</p> <p>(10)・(11) 省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第5条第2号の営業所については、 <u>その見取図を提示させ</u> その所在及び実況を確認すること。</p> <p>(3)～(5) 省略 (申請書の保管)</p> <p><b>第9条</b> 第2条第1項の規定により収入証紙を <u>ちよう付した</u> 申請書は、地方局長が保管しなければならない。 (報告)</p> <p><b>第11条</b> 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、直ちに土木部長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 法第29条第1号 _____ 又は第2号の2から第6号までのいずれかに該当する建設業者</p> <p>(10)・(11) 省略</p>
---	---

(愛媛県研修所規程の一部改正)

**第4条** 愛媛県研修所規程(昭和30年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p><b>第6条の2</b> 次長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>臨時補助員に関すること(臨時補助員の任免に係るものを除く。)</u>。</p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p><b>第6条の3</b> 課長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次の会計事務に関すること。 ア・イ 省略 ウ <u>報酬及び共済費 _____ に係る支出負担行為</u> エ・オ 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p><b>第6条の2</b> 次長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>日々雇用職員(短期)の雇用承認に関すること。</u></p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p><b>第6条の3</b> 課長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次の会計事務に関すること。 ア・イ 省略 ウ <u>報酬、共済費及び賃金に係る支出負担行為</u> エ・オ 省略</p> <p>(4) 省略</p>

(愛媛県心と体の健康センター処務規程の一部改正)

**第5条** 愛媛県心と体の健康センター処務規程(昭和47年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決)</p> <p><b>第3条</b> 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条第7項の規定に基づく入院措置の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定に基づく退院措置の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項</u></p>	<p>(専決)</p> <p><b>第3条</b> 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>



及び第2項並びに精神科病院の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年愛媛県条例第18号）第1条の規定に基づく定期の報告の受理に關すること。

(11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項及び第38条の5第1項の規定に基づく精神医療審査会への審査依頼に關すること。

(12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に關すること。

- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略

(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に關すること。

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略

（愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正）

第6条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分掌事務）</p> <p><b>第2条</b> 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 研究所内の取締りに關すること（<u>企画戦略部</u>及び農業研究部の主管に属するものに限る。）。</p> <p>(9) 省略</p> <p><u>企画戦略部</u></p> <p>研究企画室</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 研究所内のほ場（<u>企画戦略部</u>の所管に属するものに限る。）の管理に關すること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) <u>研究員の育成に關すること。</u></p> <p><u>次世代農業戦略室</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 作物、野菜 <u>及び花きの高度な</u></p>	<p>（分掌事務）</p> <p><b>第2条</b> 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 研究所内の取締りに關すること（<u>企画環境部</u>及び農業研究部の主管に属するものに限る。）。</p> <p>(9) 省略</p> <p><u>企画環境部</u></p> <p>企画・新品種戦略室</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 研究所内のほ場（<u>企画環境部</u>の所管に属するものに限る。）の管理に關すること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) <u>農業経営の分析調査その他農業経営の改善に關する試験研究及び調査に關すること。</u></p> <p><u>環境安全室</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 普通作物、特用作物、そ菜及び花き（以下「普通作物等」</p>

\_\_\_\_\_ 土壌、肥料及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。

- (5) 省略
- (6) 農畜産業のスマート農業（人工知能、情報通信技術等の先端技術を活用した農業をいう。）及び新技術に関する試験研究及び調査に関すること。
- (7) 農業経営の分析調査その他農業経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。

農業研究部

病理昆虫室

- (1) 作物、野菜及び花きの病害虫に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 省略

作物育種栽培室

- (1) 作物 \_\_\_\_\_ の栽培改善に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 作物の新品種の育成及び \_\_\_\_\_ 品種選定に関すること。
- (3) 作物 \_\_\_\_\_ の原々種及び原種の採種に関すること。
- (4) 作物 \_\_\_\_\_ の新品種等の現地適応性に関する試験研究及び調査に関すること。
- (5) 作物の土壌及び肥料の分析 \_\_\_\_\_ に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

野菜育種栽培室

- (1) 野菜の栽培改善に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 野菜の新品種の育成及び品種選定 \_\_\_\_\_ に関すること。
- (3) 野菜の新品種等の現地適応性に関する試験研究及び調査に関すること。
- (4) 野菜 \_\_\_\_\_ の無病苗の育成及び配布に関すること。
- (5) 野菜の土壌及び肥料の分析に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

花き研究指導室

- (1)~(6) 省略
- (7) 花きの新品種の育成及び品種選定に関すること。
- (8) 花きの新品種等の現地適応性に関する試験研究及び調査に関すること。
- (9) 花きの無病苗の育成及び配布に関すること。

果樹研究センター

省略

栽培開発室

- (1) 果樹 \_\_\_\_\_ の品種改良、栽培改善及び革新的な生産技術並びに果実管理に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 果樹の \_\_\_\_\_ 品種適応性に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3)・(4) 省略

省略

省略

\_\_\_\_\_ という。)の土壌、肥料及び環境保全に関する試験研究及び調査に関すること。

- (5) 省略
- (6) 農業施設の利用技術 \_\_\_\_\_ に関する試験研究及び調査に関すること。

農業研究部

病理昆虫室

- (1) 普通作物等 \_\_\_\_\_ の病害虫に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 省略

栽培開発室

- (1) 普通作物等（花きを除く。）の栽培改善に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 普通作物等（花きを除く。）の品種選定に関すること。
- (3) 普通作物等（花きを除く。）の原々種及び原種の採種に関すること。
- (4) 普通作物等（花きを除く。）の新品種等の現地適応性に関する試験研究及び調査に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連携に関すること \_\_\_\_\_ 。

作物育種室

- (1) 普通作物等の新品種の育成 \_\_\_\_\_ に関すること。
- (2) バイオテクノロジーによる新作物の作出に関すること。
- (3) 普通作物等の大量増殖技術の開発 \_\_\_\_\_ に関すること。
- (4) 普通作物等の無病苗の育成及び配布に関すること。

花き研究指導室

- (1)~(6) 省略

果樹研究センター

省略

栽培開発室

- (1) 果樹（かんきつを除く。第4号において同じ。）の品種改良及び栽培改善 \_\_\_\_\_ 並びに果実管理に関する試験研究及び調査に関すること。
- (2) 果樹の施設栽培及び品種適応性に関する試験研究及び調査に関すること。
- (3)・(4) 省略

省略

省略

（愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部改正）

第7条 愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱（昭和56年愛媛県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 工事執行伺 （その1）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;">土木事務所</td> <td style="width:10%;">所長</td> <td style="width:10%;">企画調整幹</td> <td style="width:10%;">省略</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> </table> <p>注 省略 （その2）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr> <td></td> <td>土木事務所</td> <td>所長</td> <td>企画調整幹</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> </table> <p>注 省略 （その3） 省略</p> <p><b>様式第7号</b>（第5条関係） 工事変更執行伺 （その1）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr> <td></td> <td>土木事務所</td> <td>所長</td> <td>企画調整幹</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> </table> <p>注 省略 （その2） 省略</p>	省略							省略								土木事務所	所長	企画調整幹	省略											省略						省略							省略							省略							省略								土木事務所	所長	企画調整幹	省略											省略						省略							省略							省略							省略								土木事務所	所長	企画調整幹	省略											省略						省略							省略							<p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 工事執行伺 （その1）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr> <td></td> <td>土木事務所</td> <td>所長</td> <td>企画工事検査専門員</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> </table> <p>注 省略 （その2）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr> <td></td> <td>土木事務所</td> <td>所長</td> <td>企画工事検査専門員</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> </table> <p>注 省略 （その3） 省略</p> <p><b>様式第7号</b>（第5条関係） 工事変更執行伺 （その1）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr> <td></td> <td>土木事務所</td> <td>所長</td> <td>企画工事検査専門員</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> <tr><td colspan="7">省略</td></tr> </table> <p>注 省略 （その2） 省略</p>	省略							省略								土木事務所	所長	企画工事検査専門員	省略											省略						省略							省略							省略							省略								土木事務所	所長	企画工事検査専門員	省略											省略						省略							省略							省略							省略								土木事務所	所長	企画工事検査専門員	省略											省略						省略							省略						
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	土木事務所	所長	企画調整幹	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	土木事務所	所長	企画調整幹	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	土木事務所	所長	企画調整幹	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	土木事務所	所長	企画工事検査専門員	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	土木事務所	所長	企画工事検査専門員	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	土木事務所	所長	企画工事検査専門員	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

（愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正）

**第8条** 愛媛県男女共同参画推進本部規程（平成2年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前											
<p><b>別表1</b>（第3条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">1 防災安全統括部長</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> </table>	1 防災安全統括部長	2 省略	3 省略	4 省略	5 省略	6 省略	<p><b>別表1</b>（第3条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">1 省略</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> </table>	1 省略	2 省略	3 省略	4 省略	5 省略
1 防災安全統括部長												
2 省略												
3 省略												
4 省略												
5 省略												
6 省略												
1 省略												
2 省略												
3 省略												
4 省略												
5 省略												

7 省略	6 省略
8 省略	7 省略
9 省略	8 省略
10 省略	9 省略
11 省略	10 省略
12 省略	11 省略

(愛媛県廃棄物対策班規程の一部改正)

第9条 愛媛県廃棄物対策班規程(平成3年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1～15 省略</td></tr> <tr><td>16 <u>農林水産研究所企画戦略部長</u></td></tr> <tr><td>17・18 省略</td></tr> </table>	1～15 省略	16 <u>農林水産研究所企画戦略部長</u>	17・18 省略	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1～15 省略</td></tr> <tr><td>16 <u>農林水産研究所企画環境部長</u></td></tr> <tr><td>17・18 省略</td></tr> </table>	1～15 省略	16 <u>農林水産研究所企画環境部長</u>	17・18 省略
1～15 省略							
16 <u>農林水産研究所企画戦略部長</u>							
17・18 省略							
1～15 省略							
16 <u>農林水産研究所企画環境部長</u>							
17・18 省略							

(愛媛県文書管理規程の一部改正)

第10条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																										
<p>別表(第54条関係) 文書保存期間基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保存期間 の種別 項目</th> <th>長期</th> <th>10年</th> <th>5年</th> <th>3年</th> <th>1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事、福利厚生 等</td> <td>省略</td> <td></td> <td><u>会計 年度任 用職員 の任免</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td><u>_____に 関する文 書</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保存期間 の種別 項目	長期	10年	5年	3年	1年	省略						人事、福利厚生 等	省略		<u>会計 年度任 用職員 の任免</u>			省略		<u>_____に 関する文 書</u>			省略						<p>別表(第54条関係) 文書保存期間基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保存期間 の種別 項目</th> <th>長期</th> <th>10年</th> <th>5年</th> <th>3年</th> <th>1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事、福利厚生 等</td> <td>省略</td> <td></td> <td><u>臨時 職員の 任免及 び日々 雇用職 員の雇 用に関 する文 書</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保存期間 の種別 項目	長期	10年	5年	3年	1年	省略						人事、福利厚生 等	省略		<u>臨時 職員の 任免及 び日々 雇用職 員の雇 用に関 する文 書</u>			省略					省略					
保存期間 の種別 項目		長期	10年	5年	3年	1年																																																					
	省略																																																										
人事、福利厚生 等	省略		<u>会計 年度任 用職員 の任免</u>																																																								
	省略		<u>_____に 関する文 書</u>																																																								
省略																																																											
保存期間 の種別 項目	長期	10年	5年	3年	1年																																																						
	省略																																																										
人事、福利厚生 等	省略		<u>臨時 職員の 任免及 び日々 雇用職 員の雇 用に関 する文 書</u>																																																								
	省略																																																										
省略																																																											

(愛媛県農林水産業総合対策推進班規程の一部改正)

第11条 愛媛県農林水産業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1～10 省略</td></tr> <tr><td>11 <u>農林水産部農政企画局農業経済課保険・金融グループ担</u></td></tr> </table>	1～10 省略	11 <u>農林水産部農政企画局農業経済課保険・金融グループ担</u>	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1～10 省略</td></tr> <tr><td>11 農林水産部農政企画局農業経済課保険・金融グループ担</td></tr> </table>	1～10 省略	11 農林水産部農政企画局農業経済課保険・金融グループ担
1～10 省略					
11 <u>農林水産部農政企画局農業経済課保険・金融グループ担</u>					
1～10 省略					
11 農林水産部農政企画局農業経済課保険・金融グループ担					

<p>当係長 _____</p> <p>12～14 省略</p> <p>15 農林水産部農政企画局ブランド戦略課地産地消グループ 担当係長 _____</p> <p>16～20 省略</p> <p>21 農林水産部農業振興局農産園芸課企画調整グループ担当 係長 _____（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>22 農林水産部農業振興局農産園芸課高度普及推進グループ 担当係長（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>23 省略</p> <p>24 省略</p> <p>25 省略</p> <p>26 省略</p> <p>27 省略</p> <p>28 省略</p> <p>29 省略</p> <p>30 省略</p> <p>31 省略</p> <p>32 省略</p> <p>33 省略</p> <p>34 省略</p> <p>35 省略</p>	<p>当係長（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>12～14 省略</p> <p>15 農林水産部農政企画局ブランド戦略課地産地消グループ 担当係長（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>16～20 省略</p> <p>21 農林水産部農業振興局農産園芸課農業革新支援グループ 担当係長（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>22 省略</p> <p>23 省略</p> <p>24 省略</p> <p>25 省略</p> <p>26 省略</p> <p>27 省略</p> <p>28 省略</p> <p>29 省略</p> <p>30 省略</p> <p>31 省略</p> <p>32 省略</p> <p>33 省略</p> <p>34 省略</p>
--	--

（愛媛県発達障がい者支援センター規程の一部改正）

第12条 愛媛県発達障がい者支援センター規程（平成19年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職制）</p> <p>第4条 センター長は、子ども療育センターの<u>所長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（職制）</p> <p>第4条 センター長は、子ども療育センターの<u>副所長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2・3 省略</p>

（愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正）

第13条 愛媛県広報広聴推進班規程（平成22年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前															
<p>（班長）</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>秘書広報統括監</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 秘書広報統括監</td></tr> <tr><td>2～4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> </table>	1 秘書広報統括監	2～4 省略	5 省略	6 省略	7 省略	8 省略	9 省略	<p>（班長）</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>企画振興部政策企画局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 企画振興部政策企画局長</td></tr> <tr><td>2～4 省略</td></tr> <tr><td>5 企画振興部政策企画局総合政策課プロモーション戦略室 長</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> </table>	1 企画振興部政策企画局長	2～4 省略	5 企画振興部政策企画局総合政策課プロモーション戦略室 長	6 省略	7 省略	8 省略	9 省略	10 省略
1 秘書広報統括監																
2～4 省略																
5 省略																
6 省略																
7 省略																
8 省略																
9 省略																
1 企画振興部政策企画局長																
2～4 省略																
5 企画振興部政策企画局総合政策課プロモーション戦略室 長																
6 省略																
7 省略																
8 省略																
9 省略																
10 省略																

- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略

- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略
- 18 省略

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

**第14条** 愛のくに えひめ営業本部規程(平成24年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) <b>第3条</b> 省略 2 本部長は、 <u>参与</u> の職にある者のうちから知事が命ずる。 3～5 省略	(組織) <b>第3条</b> 省略 2 本部長は、 <u>営業本部長</u> の職にある者をもって充てる。 3～5 省略

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

**第15条** 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) <b>第2条</b> 省略 2～5 省略 6 <u>主幹は、上司の命を受け、担任するグループの事務を掌理し、当該グループに属する職員を指揮監督する。</u> 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 (専決事項) <b>第5条</b> 次長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) <u>臨時補助員に関すること(臨時補助員の任免に係るものを除く。)</u> (5)～(7) 省略	(職務) <b>第2条</b> 省略 2～5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 (専決事項) <b>第5条</b> 次長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) <u>日々雇用職員(短期)の雇用承認に関すること。</u> (5)～(7) 省略

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

**第16条** 愛媛県美術館処務規程(平成30年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 専決事項 )</p> <p><b>第4条</b> 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>館長及び総務課長の休暇、育児休業等その他服務に関すること。</u></p> <p>(7) <u>館長及び総務課長の出張（館長の海外出張を除く。）に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p><b>第5条</b> <u>総務課長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所属職員（館長及び総務課長を除く。）の休暇、育児休業等その他服務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>所属職員（館長及び総務課長を除く。）の出張に関すること。</u></p> <p>(3) <u>1件1,000万円未満の税外収入の決定（寄附の受入れの決定を除く。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>1件100万円未満の支出を伴う事件の決定及びその執行に関すること。</u></p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>第8条</b> 省略</p>	<p>( 専決事項 )</p> <p><b>第4条</b> 館長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>所属職員_____の休暇、育児休業等その他服務に関すること。</u></p> <p>(7) <u>所属職員_____の出張（館長の海外出張を除く。）に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) <u>1,000万円未満の税外収入の決定（寄附の受入れの決定を除く。）に関すること。</u></p> <p>(10) <u>1件500万円未満の支出を伴う事件（工事を除く。）の決定及びその執行に関すること。</u></p> <p>(11) <u>施設の維持管理のための委託契約に関すること。ただし、1件の設計金額が500万円以上の委託契約に係る業者の選定を除く。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p><b>第7条</b> 省略</p>

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令**

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第2（第2条、第5条関係）

別表第2（第2条、第5条関係）

作業服等の貸与基準

作業服等の貸与基準

貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考
1 作業 員の業 務に従 事する 職員	(1)～(4) 省略				
	(5) 子ども療 育センタ ー、産業技 術研究所織 維産業技術 センター若 しくは紙産 業技術セン ター、農業 大学校又は 農林水産研 究所企画戦 略部、農業 研究部、果 樹研究セン ター、果樹 研究センタ ーみかん研 究所、林業 研究センタ ー、水産研 究センター 環境資源 室、養殖推 進室若しく は魚類検査 室若しくは 水産研究セ ンター栽培 資源研究所 浅海調査室 に勤務する もの	省略			
	(6)・(7) 省略				
(8) 農業大学 校又は農林 水産研究所 （企画戦略 部、農業研 究部、水産 研究センタ ー及び水産 研究センタ ー栽培資源 研究所を除	省略				

貸与対象者	品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備考
1 作業 員の業 務に従 事する 職員	(1)～(4) 省略				
	(5) 子ども療 育センタ ー、産業技 術研究所織 維産業技術 センター若 しくは紙産 業技術セン ター、農業 大学校又は 農林水産研 究所企画環 境部、農業 研究部、果 樹研究セン ター、果樹 研究センタ ーみかん研 究所、林業 研究センタ ー、水産研 究センター 環境資源 室、養殖推 進室若しく は魚類検査 室若しくは 水産研究セ ンター栽培 資源研究所 浅海調査室 に勤務する もの	省略			
	(6)・(7) 省略				
(8) 農業大学 校又は農林 水産研究所 （ _____ _____ 水産 研究センタ ー及び水産 研究センタ ー栽培資源 研究所を除	省略				



	く。)に勤務するもの									
	(9)~(11) 省略									
	(12) 農林水産研究所企画戦略部又は農業研究部に勤務するもの	田植用長靴	1	年間	2年	水田作業に従事するものに限る				
2・3	省略									
4 自動車運転業務に従事する職員	(1)~(3) 省略									
	(4) 地方局農村整備課、企画調整室、農村整備第一課、企画調整室、農村整備第二課、支局農村整備課、支局農村整備第一課又は支局農村整備第二課に勤務するもの	省略								
	(5)・(6) 省略									
5~7	省略									
8 消防防災安全課に勤務する職員のうち、消防防災航空隊に所属するもの	作業服(縛帯付)	省略								
	墜落制止用器具(フルハーネス型)		1	年間	2年					
	墜落制止用器具(シートハーネス型)		1	年間	3年					
	省略									
	く。)に勤務するもの									
	(9)~(11) 省略									
2・3	省略									
4 自動車運転業務に従事する職員	(1)~(3) 省略									
	(4) 地方局農村整備課、企画検査室、農村整備第一課、企画検査室、農村整備第二課、支局農村整備課、支局農村整備第一課又は支局農村整備第二課に勤務するもの	省略								
	(5)・(6) 省略									
5~7	省略									
8 消防防災安全課に勤務する職員のうち、消防防災航空隊に所属するもの	作業服(縛帯付)	省略								
		省略								
	作業帽(夏)		1	夏期	2年					

	航空ヘルメット	省略			
	地上活動用ヘルメット	1	年間	3年	
	省略				
9～23	省略				
24	計量検定所に勤務する職員のうち、計量検定業務に従事するもの	省略			
	省略				
25・26	省略				
27	農政課又は地方局産業振興課、地域農業育成室、産地戦略推進室、支局地域農業育成室若しくは支局産地戦略推進室に勤務する職員のうち、地籍調査業務、国有農地の境界査定業務、農地転用現地調査業務、経営構造対策事業等の現地調査、指導若しくは検査の業務、実地指導業務又は土壌サンプリング調査業務に従事するもの	省略			
	雨がっぱ	省略			
	作業帽(夏)	1	夏季	2年	
	省略				
28・29	省略				
30	農林水産研究所企画戦略部又は農業研究部(花き研究指導室を除く。)に勤務する職員のうち、試験研究業務、ほ場管理業務、土壌調査業務、病害虫発生現地調査業務又は実地指導業務に従事するもの	省略			
31	復興監及び農地整備課又は地方局農村整備課、企画調整室、農村整備第一課、企画調整室、農村整備第二課、	省略			
	雨がっぱ	省略			
	作業帽(夏)	1	夏季	2年	
	航空ヘルメット	省略			
	地上活動用ヘルメット				
	省略				
9～23	省略				
24	計量検定所に勤務する職員のうち、計量検定業務に従事するもの	省略			
	作業ズボン	2	年間	2年	
	省略				
25・26	省略				
27	農政課又は地方局産業振興課、地域農業育成室、産地戦略推進室、支局地域農業育成室若しくは支局産地戦略推進室に勤務する職員のうち、地籍調査業務、国有農地の境界査定業務、農地転用現地調査業務、経営構造対策事業等の現地調査、指導若しくは検査の業務、実地指導業務又は土壌サンプリング調査業務に従事するもの	省略			
	雨がっぱ	省略			
	省略				
28・29	省略				
30	農林水産研究所企画環境部又は農業研究部(花き研究指導室を除く。)に勤務する職員のうち、試験研究業務、ほ場管理業務、土壌調査業務、病害虫発生現地調査業務又は実地指導業務に従事するもの	省略			
31	復興監及び農地整備課又は地方局農村整備課、企画検査室、農村整備第一課、企画検査室、農村整備第二課、	省略			
	雨がっぱ	省略			
	省略				
	防護メガネ	1	年間	3年	

支局農村整備課、支局農村整備第一課若しくは支局農村整備第二課に勤務する職員のうち、土地改良事業の調査、測量、監督、指導、検査又は用地取得の業務に従事するもの	ヘルメット	1	年間	3年	地方局農村整備課、 <u>企画調整室</u> 、農村整備第一課、 <u>企画調整室</u> 、農村整備第二課、支局農村整備課、支局農村整備第一課又は支局農村整備第二課に勤務する職員のうち、用地取得業務に従事するものを除く。
	省略				
	安全靴	1	年間	3年	地方局農村整備
支局農村整備課、支局農村整備第一課若しくは支局農村整備第二課に勤務する職員のうち、土地改良事業の調査、測量、監督、指導、検査又は用地取得の業務に従事するもの	ヘルメット	1	年間	3年	地方局農村整備課、 <u>企画検査室</u> 、農村整備第一課、 <u>企画検査室</u> 、農村整備第二課、支局農村整備課、支局農村整備第一課又は支局農村整備第二課に勤務する職員のうち、用地取得業務に従事するものを除く。
	省略				
	安全靴	1	年間	3年	地方局農村整備

				備 課、 企 画 調 整 室、 農 村 整 備 第 一 課、 企 画 調 整 室、 農 村 整 備 第 二 課、 支 局 農 村 整 備 課、 支 局 農 村 整 備 第 一 課又 は支 局農 村整 備第 二課 に勤 務す る職 員の うち、 用地 取得 業務 に従 事す るも のを 除 く。					備 課、 企 画 検 査 室、 農 村 整 備 第 一 課、 企 画 検 査 室、 農 村 整 備 第 二 課、 支 局 農 村 整 備 課、 支 局 農 村 整 備 第 一 課又 は支 局農 村整 備第 二課 に勤 務す る職 員の うち、 用地 取得 業務 に従 事す るも のを 除 く。
		省略						省略	
32 ~ 47	省略							32 ~ 47	省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県気候変動適応センター規程を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 愛媛県気候変動適応センター規程

## (設置)

**第1条** 気候変動影響に対応して、気候変動適応による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を推進するため、衛生環境研究所（以下「研究所」という。）に気候変動適応センター（以下「センター」という。）を設置する。

## (任務)

**第2条** センターは、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、研究及び提供並びに技術的助言に関すること。
- (2) 気候変動影響及び気候変動適応の関係部局並びに国、市町その他の関係機関との総合調整等に関すること。
- (3) その他気候変動影響及び気候変動適応に関すること。

## (組織)

**第3条** センターは、センター長、副センター長、センター員及び企画主幹並びに気候変動研究グループをもって組織する。

- 2 センター長は、研究所の所長の職にある者をもって充てる。
- 3 副センター長は、研究所の副所長の職にある者をもって充てる。
- 4 センター員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 企画主幹は、研究所の環境研究課主幹及び生物多様性センター次長の職にある者をもって充てる。
- 6 気候変動研究グループは、気候変動研究リーダー及び気候変動研究グループ員をもって組織する。
- 7 前項の気候変動研究リーダーは、研究所の環境研究課気候変動研究グループ担当係長の職にある者をもって充てる。
- 8 第6項の気候変動研究グループ員は、県民環境部環境局の環境政策課及び自然保護課並びに研究所の環境研究課及び生物多様性センターその他の試験研究機関に所属する職員のうちから知事が命ずる。

## (職務)

**第4条** センター長は、センターの事務を統轄し、センターを代表する。

- 2 副センター長は、センター長の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 企画主幹は、上司の命を受け、第2条の任務を推進するため、気候変動適応の基本方針の立案等を処理するとともに、気候変動研究グループの事務を掌理し、同グループに所属する職員を指揮監督する。
- 4 気候変動研究リーダーは、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、気候変動研究グループ員を指揮監督する。
- 5 気候変動研究グループ員は、上司の命を受け、第2条の任務を処理する。

## (会議)

**第5条** センターの会議は、センター長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 センター長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務局)

**第6条** センターの事務を処理するため、研究所の環境研究課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、研究所の環境研究課長の職にある者をもって充てる。

## (雑則)

**第7条** この訓令に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 別表（第3条関係）

- 1 総務部総務管理局総務管理課長
- 2 企画振興部政策企画局総合政策課長
- 3 スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長
- 4 県民環境部県民生活局県民生活課長
- 5 県民環境部環境局環境技術専門監
- 6 県民環境部環境局環境政策課長
- 7 県民環境部環境局循環型社会推進課長

- 8 県民環境部環境局自然保護課長
- 9 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
- 10 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- 11 農林水産部農政企画局農政課長
- 12 土木部土木管理局土木管理課長
- 13 公営企業管理局総務課長
- 14 教育委員会事務局管理部教育総務課長
- 15 衛生環境研究所衛生研究課長
- 16 衛生環境研究所環境研究課長
- 17 衛生環境研究所生物多様性センター長
- 18 産業技術研究所長
- 19 農林水産研究所長

### 監査委員告示

#### ○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、愛媛県監査委員監査基準を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県監査委員 永 井 一 平  
 同 越 智 忍  
 同 森 高 康 行  
 同 高 橋 正 浩

#### 愛媛県監査委員監査基準

##### 第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査等の目的）

**第1条** 県において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）は、県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、県民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、必要な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

**第2条** この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等（前項各号に掲げる監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

**第3条** 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に従ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び必要な注意）

**第4条** 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な必要を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

**第5条** 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持し、及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に従って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

**第6条** 監査委員は、この基準に従って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 監査委員は、前項の目的を達成するため、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

3 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

## 第2章 実施基準

(監査計画)

**第7条** 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 前項の監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

**第8条** 監査委員は、監査等(内部統制評価報告書審査を除く。この条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。)の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

**第9条** 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

**第10条** 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

**第11条** 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

**第12条** 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

**第13条** 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

## 第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

**第14条** 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査等の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

**第15条** 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
  - (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
  - (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
  - (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
  - (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
  - (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
  - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
  - (8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査等によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

**第16条** 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
  - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
  - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
  - (4) 決算審査に係る意見の決定
  - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
  - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
  - (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに、公表するものとする。

(公表)

**第17条** 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

**第18条** 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

(雑則)

**第19条** この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この監査基準は、公布の日から施行する。



監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県監査委員 永 井 一 平  
 同 越 智 忍  
 同 森 高 康 行  
 同 高 橋 正 浩

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程

愛媛県監査委員監査規程（昭和55年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(検査提出書類)</p> <p><b>第5条</b> 検査を受ける会計管理者及び管理者は、次に掲げる書類を作成し、指定の期日までに監査委員に提出するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 会計管理者 ア～ウ 省略 エ 県税徴収状況調 様式第63号 オ～サ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(報告、意見及び公表)</p> <p><b>第6条</b> 監査の結果に関する報告、意見及び公表は、監査結果の報告・意見書（様式第76号）及び監査結果及び意見の公表（様式第78号）により行うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定は、監査委員の合議により報告の決定をすることができない事項がある旨及び当該事項についての各監査委員の意見の提出及び公表について準用する。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 監査の結果に基づく勧告は、勧告書（様式第80号）及び勧告の内容の公表（様式第81号）により行うものとする。</p> <p>5 前項に規定する監査の結果に基づく勧告の措置の内容の公表は、<u>勧告に基づく必要な措置の内容の公表（様式第82号）</u>により行うものとする。</p> <p>6 省略</p> <p>様式第1号（第3条関係）表紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 省略                  定期 監 査 資 料                  省略             </div> <p>様式第2号（第3条関係）目次</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 省略             </div> <p>注 1 監査資料作成上の注意</p> <p>(1) 資料は、全て横書き（横長）とし、数字は、「アラビア数字」を用いること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 監査資料作成基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 概況（おおむね次の事項を要約して記載すること。）</p>	<p>(検査提出書類)</p> <p><b>第5条</b> 検査を受ける会計管理者及び管理者は、次に掲げる書類を作成し、指定の期日までに監査委員に提出するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 会計管理者 ア～ウ 省略 エ 県税徴収状況調 様式第63号 オ～サ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(報告 _____ 及び公表)</p> <p><b>第6条</b> 監査の結果の報告 _____ 及び公表は、監査結果報告書 _____（様式第76号）及び監査結果の公表 _____（様式第78号）により行うものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>様式第1号（第3条関係）表紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 省略                  定期 監 査 調 書                  省略             </div> <p>様式第2号（第3条関係）目次</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 省略             </div> <p>注 1 監査調査書作成上の注意</p> <p>(1) 調書は、すべて横書（横長）とし、数字は、「アラビア数字」を用いること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 監査調査書作成基準は 次のとおりとする。</p> <p>(1) 概況（おおむね次の事項を要約して記載すること。）</p>

ア～エ 省略

オ 内部統制の実施状況（内部統制対象事務のリスクの識別、分類、分析及び評価並びにリスク対応策の整備状況（自己評価）及び運用状況（自己評価）を記載すること（既存のリスク評価シートにあつては、日本産業規格A3の大きさの用紙に転載し、監査資料に綴ること。）。）

(2)～(7) 省略

様式第3号（第3条関係） 定員現員調

様式第3号（その1）

省略																				
省略																				
会計年度任用職員 （地公法第22条の2関係）																				
省略																				

注 省略

様式第3号（その2）

省略																				
省略																				
省略																				
会計年度任用職員 （地公法第22条の2関係）																				
省略																				

注 省略

様式第3号（その3） 省略

様式第4号（第3条関係） 職員一覧表

様式第4号（その1）

省略
----

注 1 この表は、監査委員が指定した監査資料作成日現在在職する全職員について記載するほか、監査対象年度の初日以降における転出入者、退職者等についても記載し、備考欄に異動年月日を付記すること。

2 省略

様式第4号（その2）

省略
----

注 1 省略

2 この表は、監査委員が指定した監査資料作成日現在在職する全職員について記載するほか、監査対象年度の初日以降における転出入者、退職者等についても記載し、備考欄に異動年月日を付記すること。

3 省略

様式第46号（第3条関係） 診療人員調

省略																				
区分	内科	小児科	外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	省略													
省略																				

様式第57号（第3条関係） 事故調

省略
----

ア～エ 省略

(2)～(7) 省略

様式第3号（第3条関係） 定員現員調

様式第3号（その1）

省略																				
省略																				
臨時職員 （地公法第22条関係）																				
省略																				

注 省略

様式第3号（その2）

省略																				
省略																				
省略																				
臨時職員 （地公法第22条関係）																				
省略																				

注 省略

様式第3号（その3） 省略

様式第4号（第3条関係） 職員一覧表

様式第4号（その1）

省略
----

注 1 この表は、監査委員が指定した監査調査作成日現在在職する全職員について記載するほか、監査対象年度の初日以降における転出入者、退職者等についても記載し、備考欄に異動年月日を付記すること。

2 省略

様式第4号（その2）

省略
----

注 1 省略

2 この表は、監査委員が指定した監査調査作成日現在在職する全職員について記載するほか、監査対象年度の初日以降における転出入者、退職者等についても記載し、備考欄に異動年月日を付記すること。

3 省略

様式第46号（第3条関係） 診療人員調

省略																				
区分	内科	小児科	外科	産婦人科	眼科	耳鼻いんこ う科	省略													
省略																				

様式第57号（第3条関係） 事故調

省略
----

注1 省略

2 財産管理にはリース契約による財産の管理を含み、予算執行には保険等による支出を含む。

様式第76号（第6条関係） 監査結果の報告・意見書

監査結果の報告・意見書
省略
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、 <u>監査結果の報告及び意見を次のとおり通知</u> します。
省略
<u>（監査結果）</u>
<u>（意見）</u>

様式第78号（第6条関係） 監査結果及び意見の公表

省略
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、 <u>監査結果及び意見を次のとおり公表</u> する。
省略
省略
<u>（監査結果）</u>
<u>（意見）</u>

様式第79号（第6条関係） 措置の公表

省略
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。
省略
省略
<u>（監査結果）</u>
省略

注 省略

様式第76号（第6条関係） 監査結果報告書

監査結果報告書
省略
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項 _____ _の規定により、 <u>監査の結果</u> _____ を次のとおり報告 します。
省略
<u>（監査の結果）</u>

様式第78号（第6条関係） 監査結果の公表

省略
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項 _____ _の規定により、 <u>監査の結果</u> _____ を次のとおり公表する。
省略
省略
<u>（監査の結果）</u>

様式第79号（第6条関係） 措置の公表

省略
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。
省略
省略
<u>（監査の結果）</u>
省略

様式第79号の次に次の3様式を加える。

様式第80号（第6条関係） 勧告書

勧 告 書

第 号  
年 月 日

様

愛媛県監査委員

同

同

同

印

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項前段の規定により、監査の結果に基づく勧告を次のとおり通知します。

監査対象機関

監査年月日

（勧告の内容）

（勧告の理由）

## 様式第81号（第6条関係） 勧告の内容の公表

○公表第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項後段の規定により、監査の結果に基づく勧告の内容を次のとおり公表する。

年 月 日

愛媛県監査委員

同

同

同

監査対象機関	監査年月日
(勧告の内容)	

様式第82号（第6条関係） 勧告に基づく必要な措置の内容の公表

○公表第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により、勧告に基づく必要な措置を講じた旨の通知があつたので、当該措置の内容を次のとおり公表する。

年 月 日

愛媛県監査委員

同

同

同

監査対象機関	監査年月日
(勧告の内容)	
(措置の内容)	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○愛媛県監査委員規程第2号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県監査委員 永 井 一 平  
 同 越 智 忍  
 同 森 高 康 行  
 同 高 橋 正 浩

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（所掌事務）</p> <p><b>第5条</b> 所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 内部統制評価報告書の審査の実施に関すること。</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p><b>第6条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>事務局会計年度任用職員</u>の任免に関すること。</p> <p>(3)～(7) 省略</p>	<p>（所掌事務）</p> <p><b>第5条</b> 所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p><b>第6条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>事務局臨時職員</u>の任免に関すること。</p> <p>(3)～(7) 省略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

教育委員会規則

---

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県教育委員会  
 教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p><u>2 省略</u></p>	<p>（組織）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p><u>2 省略</u></p>

<p>3 保健体育課に<u>全国高校総体準備室</u>を置く。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>保健体育課(第4号の事務のうち<u>全国高等学校総合体育大会に関する事務</u>にあつては、<u>全国高校総体準備室の所掌とする。</u>)</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>省略</p>	<p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>保健体育課</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>省略</p>
---	--

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を發せられない限り、当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

指導部高校教育課学校振興グループ担当係長	指導部高校教育課魅力化推進グループ担当係長
----------------------	-----------------------

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和2年4月1日

愛媛県教育委員会  
 教育長 田 所 竜 二

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><b>別表(第1条の2関係)</b></p> <table border="1"> <tr><td>1~6 省略</td></tr> <tr><td>7 内子高等学校小田分校</td></tr> <tr><td>8 宇和高等学校三瓶分校</td></tr> <tr><td>9 省略</td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> </table>	1~6 省略	7 内子高等学校小田分校	8 宇和高等学校三瓶分校	9 省略	10 省略	<p><b>別表(第1条の2関係)</b></p> <table border="1"> <tr><td>1~6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> <tr><td>8 省略</td></tr> </table>	1~6 省略	7 省略	8 省略
1~6 省略									
7 内子高等学校小田分校									
8 宇和高等学校三瓶分校									
9 省略									
10 省略									
1~6 省略									
7 省略									
8 省略									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**人事委員会規則**

---

○愛媛県人事委員会規則6-208

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和2年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p><b>別表(第2条関係)</b></p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	<p><b>別表(第2条関係)</b></p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略
省略			
省略			



省略

地方税共同機構

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1228

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
5 級	知事の事務部局	省略 企画調整幹 省略	5 級	知事の事務部局	省略 企画工事検査専門員 省略
	省略			省略	
6 級	知事の事務部局	省略 原子力安全対策推進監(6級) 水資源・ダム政策監(6級) 省略	6 級	知事の事務部局	省略 原子力安全対策推進監(6級) 省略 中予地方局健康福祉環境部健康増進課長 省略 東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課長 省略
	省略			省略	
7 級	知事の事務部局	省略 原子力安全対策推進監(7級) 水資源・ダム政策監(7級) 省略	7 級	知事の事務部局	省略 原子力安全対策推進監(7級) 省略
	省略			省略	
8 級	知事の事務部局	省略 営業副本部長 秘書広報統括監 省略	8 級	知事の事務部局	省略 営業副本部長 省略
	省略			省略	
省略			省略		
2 ~ 5 省略			2 ~ 5 省略		
6 医療職給料表(㊦)級別職務区分表			6 医療職給料表(㊦)級別職務区分表		

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6 級	知事の事務 部局	<u>児童支援専門員</u> 省略
省略		

7・8 省略

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6 級	知事の事務 部局	_____ 省略
省略		

7・8 省略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

**第2条** 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> (第2条関係)			<b>別表第1</b> (第2条関係)		
部 局	公 職	区分	部 局	公 職	区分
知事の事務 部局	省略 営業副本部長 <u>秘書広報統括監</u> 省略	1種	知事の事務 部局	省略 営業副本部長 _____ 省略	1種
	省略 原子力安全対策推進監 <u>水資源・ダム政策監</u> 省略	3種		省略 原子力安全対策推進監 _____ 省略	3種
	省略 省略			省略	
	省略 <u>企画調整幹</u> 省略	5種		省略 <u>企画工事検査専門員</u> 省略	5種
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**県 議 会 訓 令**

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県議会議長 戒 能 潤之介

**愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令**

愛媛県議会事務局規程(昭和39年愛媛県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務局長の専決事項) <b>第7条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)~(3) 省略 <u>(4) 特定業務職員の任免に関すること。</u> (5) 省略 (6) 省略	(事務局長の専決事項) <b>第7条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)~(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

(課長及び室長の専決事項)

**第8条 省略**

2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。

- (1)~(7) 省略
- (8) 会計年度任用職員(特定業務職員を除く。)の任免に関する  
こと。
- (9) 会計年度任用職員の給与及び費用の弁償に関する  
こと。
- (10) 省略
- (11) 省略

**別表(第19条関係) 文書保存期間基準**

項目 保存期間 の種別	長期	10年	5年	3年	1年
	省略				
人事、福利厚生 等	省略		会計 年度任 用職員 の任免 _____ _____ _に 関 する文 書		
	省略				
省略					

備考 省略

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(課長及び室長の専決事項)

**第8条 省略**

2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。

- (1)~(7) 省略
- (8) 臨時職員の雇上げ及びその給与 \_\_\_\_\_ に  
関する  
こと。
- (9) 省略
- (10) 省略

**別表(第19条関係) 文書保存期間基準**

項目 保存期間 の種別	長期	10年	5年	3年	1年
	省略				
人事、福利厚生 等	省略		臨時 職員の 任免及 び日々 雇用職 員の雇 用に関 する文 書		
	省略				
省略					

備考 省略

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**公営企業管理規程**

**○愛媛県公営企業管理規程第3号**

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

**愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程**

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公営企業管理局) <b>第3条</b> 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。 省略 県立病院課	(公営企業管理局) <b>第3条</b> 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。 省略 県立病院課

(1)～(7) 省略

(8) 愛媛県立新居浜病院整備事業に関すること。

(9) 省略

(係の設置)

第4条 課に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。

課	係の名称
省略	
県立病院課	管理係、企画係、指導係

2 省略

(病院の組織)

第10条 省略

2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、小児医療センター、画像センター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、災害医療センター、臨床研修センター、入院サポートセンター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、臨床工学部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務医事課を置く。

3～5 省略

(1)～(7) 省略

(8) 省略

(係の設置)

第4条 課に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。

課	係の名称
省略	
県立病院課	管理係、企画係、指導係、施設係

2 省略

(病院の組織)

第10条 省略

2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、小児医療センター、画像センター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、災害医療センター、臨床研修センター、入院サポートセンター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、                    、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務医事課を置く。

3～5 省略

(愛媛県企業職員就業規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第14条 省略</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等)</p> <p>第14条の2 職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの勤務時間、休日、休暇等については、<u>第4条、第8条、第11条から第12条まで、第13条及び第13条の2第3項から第5項までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して別に定める。</u></p>	<p>第14条 省略</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

---

公 営 企 業 訓 令

---

○愛媛県公営企業訓令第2号

公 営 企 業 管 理 局  
各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務医事課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>リハビリテーション部 省略</p> <p>臨床工学部</p> <p>(1) <u>医療機器の操作に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(2) <u>医療機器の保守点検に関すること。</u></p> <p>(3) <u>医療機器の安全使用を目的とした方策の実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>医療機器の安全使用のための研修に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他医療機器に関すること。</u></p> <p>省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 次に掲げる事務は、事業所の長に委任する。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員の任免等</u>に関すること。</p> <p>(1)の2～(5) 省略</p> <p>2 次に掲げる事務は、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第25条、第26条第1項、第27条、第55条第1項及び第57条第1項の許可及び変更許可(地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の3に規定するものに限る。)を受け、並びに同法第31条第1項の届出をすること。</p>	<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務医事課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>リハビリテーション部 省略</p> <p>省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 次に掲げる事務は、事業所の長に委任する。</p> <p>(1) <u>日々雇用職員の雇用</u>に関すること。</p> <p>(1)の2～(5) 省略</p> <p>2 次に掲げる事務は、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第25条、第26条第1項、第27条、第55条第1項及び第57条第1項の許可及び変更許可(地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の3に規定するものに限る。)を受け、並びに<u>第31条第1項の届出をすること。</u></p> <p><u>3 病院に係る第22条職員の任免に関する事務は、病院の院長に委任する。</u></p>

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
<b>別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</b>						<b>別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</b>					
事務の種類	事項	決裁区分				事務の種類	事項	決裁区分			
		管理者	専決者					管理者	専決者		
			局長	課長	主幹				局長	課長	主幹
1～4 省略											
5 組織及び人事管理に関する事務	1～6 省略					5 組織及び人事管理に関する事務	1～6 省略				
	7 <u>臨時補助員及び特定業務職員の任免等に関すること。</u>				7 <u>日々雇用職員の雇用承認</u> に関すること。						
	8 省略				8 省略						
6～10 省略						6～10 省略					

備考 省略

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			管理者	専決者	
				局長	課長
総務課	1～4 省略				
総務課	5 任命等に関する事務	1 職員の任免等に関すること（公営企業法第15条第1項）。			
		(1)～(4) 省略			
		(5) <u>事務補助職員</u> _____ に係るもの			
		2 省略			
	6～15 省略				
省略					

備考 省略

備考 省略

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			管理者	専決者	
				局長	課長
総務課	1～4 省略				
総務課	5 任命等に関する事務	1 職員の <u>任免</u> に関すること（公営企業法第15条第1項）。			
		(1)～(4) 省略			
		(5) <u>22条職員（病院に係る職員を除く。）</u> に係るもの			
		2 省略			
	6～15 省略				
省略					

備考 省略

（愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則（平成9年愛媛県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																									
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <p>省略</p> <p>備考1 省略</p> <p>2 この表4の部及び5の部の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「課長」とあるのは、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部、臨床工学部、輸血部、病理診断部、薬剤部及び看護部、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部並びに愛媛県立新居浜病院の薬剤部にあつては「部長」と、愛媛県立今治病院の薬剤部にあつては「総務課長」とし、同表愛媛県立南宇和病院における決裁区分の欄中「事務局長」とあるのは、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部にあつては、「部長」とする。</p> <p>3 省略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p>		<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <p>省略</p> <p>備考1 省略</p> <p>2 この表4の部及び5の部の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「課長」とあるのは、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部 _____、輸血部、病理診断部、薬剤部及び看護部、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部並びに愛媛県立新居浜病院の薬剤部にあつては「部長」と、愛媛県立今治病院の薬剤部にあつては「総務課長」とし、同表愛媛県立南宇和病院における決裁区分の欄中「事務局長」とあるのは、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部にあつては、「部長」とする。</p> <p>3 省略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">所長</th> <th>専決者</th> </tr> <tr> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		所長	専決者	課長						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">所長</th> <th>専決者</th> </tr> <tr> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		所長	専決者	課長					
組織名				事務の種類	事 項		決裁区分																				
						所長	専決者																				
	課長																										
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分																								
			所長	専決者																							
				課長																							

総務課	1 省略			
	2 人事管理に関する事務	1 省略		
		2 <u>会計年度任用職員の任免等</u>		
		3～5 省略		
3～8 省略				

備考 省略

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分		
			専決者			専決者		
			院長	事務局長	主幹	院長	事務局長	主幹
総務課	1 省略							
	2 人事管理に関する事務	1 院内職員の身分及び服務に関すること。						
		(1) 省略						
		(2) <u>会計年度任用職員の任免等</u>						
		<u>ア 事務補助職員及び臨時補助員の任免等</u>						
		<u>イ 特定業務職員の任免等</u>						
		(7)・(イ) 省略						
		2～4 省略						
3～10 省略								

備考 省略

総務課	1 省略			
	2 人事管理に関する事務	1 省略		
		2 <u>日々雇用職員の雇用承認</u>		
		3～5 省略		
3～8 省略				

備考 省略

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分		
			専決者			専決者		
			院長	事務局長	主幹	院長	事務局長	主幹
総務課	1 省略							
	2 人事管理に関する事務	1 院内職員の身分及び服務に関すること。						
		(1) 省略						
		(2) <u>22条職員の任免及び日々雇用職員の雇用承認</u>						
		<u>ア 22条職員の任免</u>						
		<u>イ 日々雇用職員の雇用承認</u>						
		(7)・(イ) 省略						
		2～4 省略						
3～10 省略								

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。